

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより今日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎猪村利恵子君（拍手）登壇＝皆様おはようございます。自由民主党の猪村利恵子でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問最終日のスタートを切らせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は、この一般質問の前に会派で非常に緊張した話し合いがありまして、私といたしましても一つ一つが初めてのことでございまして、大変緊張感のある、そして、わくわくするような毎日を過ごさせていただいております。ありがたいこととございます。

副知事に平尾氏、引馬氏という新聞記事でございますが、副知事の辞任が相次いで行われているということで、私にも何があっているのかなという問い合わせとかもあっております、私といたしましても、新しく副知事になられる平尾部長、そして引馬部長が、今度、席が違うところに座られて、また相まみえるということを楽しみにさせていただきたいというふうに思っております。

前段を長くしますと次の八谷議員さんが――すみませんが、ちょっと前置きをさせていただきます。一月三十一日に封切りをされて、そして、公開をされていた「ら・かんばねら」を地域の女性、私まで入れて四人で二月二日に見に行きまして、大変感銘を受けたところでもございます。そして、何と会場から出たら主役の伊原さんが立っていらっしやって、

もうびつくり、皆さん大興奮でありました。非常に映画の内容も美しく、ノリ師さんが働く姿、そして、有明海の美しい光景、そういったものを地元に住んでいながら改めて感動したところでもございます。残念ながら、まだまだ見ていない方もいらっしやると思えます。今後、学校や地域の公民館、また、地域の文化連盟さんなどに上映の機会を提供していただければ、幅広く佐賀県内の方々にも見ていただけるのではないかと思っております。大変流暢な佐賀弁で、全国の方はこの佐賀弁を分かれるのかなと逆に心配するぐらいすごくなじみ、親しみやすかったものでございました。本当に感動をありがとうございます。

では、一般質問に入らせていただきます。今回は六問通告をいたしております。

まず、問いの一是、一般質問のたびに質問してまいりました、また、毎回知事と相まみえる約束をしておりますので、今回も果たさなければと意を決して挑む九州新幹線西九州ルートでございます。よろしくお願いたします。

現在、私の地元武雄市の武雄温泉駅南口に新たなホテルが建設されています。地元武雄の民間会社様の熱い武雄愛によって着々と建設が進められております。今年七月オープン予定として、全百三十一室、もちろん武雄温泉のお湯を大浴場に完備し、そして、赤字覚悟で地元のニーズ、特に商工会関係の方からの声を真摯に受け止めていただき、百六十名から二百名収容の多目的に使用できるホールも備えていただき、武雄温泉周辺の活性化はもとより、観光やビジネスなどで御利用ただけ一層の盛り上がり期待されるところでもございます。また、武雄市にお越しの観光客の皆様の災害時の避難施設としても対応していただけるとお話し

以上のことを踏まえ、次の点について伺わせていただきます。
整備新幹線であることの認識についてであります。

西九州ルートは先の見えない基本計画路線と異なり、国が確実に整備を進める整備計画路線であり、新幹線は欲しくても整備されるものではありません。四国や東九州新幹線、皆様方が、今一生懸命整備をしていただきたいとおっしゃっていますが、西九州ルートまでの整備計画路線には入っておりません。私はこれを拒絶する思いが全く分らないのでございます。この点についての知事の認識をお伺いいたします。

もう一つは、西九州ルートに関わる取組姿勢についてでございます。

西九州ルートに関して知事は、岩永元参議院議員をはじめとした先人たちの思いも踏まえ、もっと積極的に問題解決に取り組んでいくべきだと私は思うのであります。今後どのような姿勢で取り組まれていくのか、認識をお伺いいたします。

次は問いの二になります。佐賀駐屯地（仮称）でございます。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。ロシアによるウクライナ侵攻は続いており、アジアにおいても北朝鮮のミサイル発射は後を絶たず、中国軍の活動も活発化しております。国を守り、国民の生命や財産、平和な暮らしを守り抜いていくためには、国防は大変重要であり、防衛体制の強化は不可欠でございます。

防衛省は、近年、南西諸島の広大な地域に対応するため、陸上自衛隊の部隊配備を強化しており、この島嶼防衛を十分に行うためには水陸機動団を迅速に運ぶオスプレイの役割が大きいと私は認識をしております。

佐賀駐屯地（仮称）は、陸海空の主要部隊が多く存在する九州北部に位置することなどからも、配備先に選定され、この地域の新たな防衛拠

点となるものでございます。

今年には戦後八十年、さきの悲惨な戦争を二度と絶対に繰り返してはなりません。そのためにも国防にしっかりと取り組む必要があり、佐賀駐屯地（仮称）の開設は、国防における一大プロジェクトであるとともに、県民の誇りでもあると私は思います。

そのような中、隣接する九州佐賀国際空港は、羽田、上海、ソウル、台北といった東アジアを代表するハブ空港の中心に位置しており、九州各地とのアクセスに優れ、地理的優位性があることに加え、広域災害時の対応拠点としての機能など、様々なポテンシャルを有している九州のゲートウェイ空港でもあります。四月からは台北便が増便するなど搭乗率も好調でございます。今後は滑走路延長や平行誘導路の整備も予定されており、国内線、国際線を問わず、既存路線の増便や新規路線の開設がされ、民間空港としてさらに発展していくことを私は期待をしている一人でもございます。駐屯地開設後は国防の拠点となる佐賀駐屯地（仮称）とさらなる発展を目指す佐賀空港が共存していかなければなりません。

そこで、次の点をお伺いいたします。

一点目、佐賀空港の民間空港としての使用、発展についてであります。駐屯地の開設により佐賀空港の民間空港としての使用、発展に影響を及ぼすことがないのか、改めて確認をいたします。

二点目、周辺環境等への配慮でございます。

いよいよ駐屯地の開設が目前に迫り、オスプレイの安全性に加え、騒音など周辺環境についての不安を感じる方も多くなっていくのではないのでしょうか。防衛省は、駐屯地の開設、自衛隊機の運用に当たって、周

辺環境に対してどのような配慮を行っているのか、執行部にお尋ねをいたします。

問いの三です。県立大学についてでございます。

私の地元では、武雄アジア大学や県立大学が開学することによって地域の労働力や人口流出防止へ期待する声が大変多うございます。しかしながら、人口流出を防ぐ労働力確保という期待の声ばかりがあまりにも前に出過ぎてしまうと、県民に大学設置の意義が正確に伝わらず、学生の大学での学びに対するモチベーションが下がってしまうのではないかと私は常々心配しております。

これまでも質問してまいりました。昨年の特別委員会では、専門家チームリーダーの山口教授が、重視すべきは、入学したい、ここで学びたいと思った人たちがきちんと成長できる、そういう大学が本質であるとおっしゃっていました。私も大学はまずは学生の学びの場であるべきと思う一人でもございます。

また、先日、特別委員会の視察で伺った長崎県立大学は、理事長や学長が県立大学として長崎県の発展に貢献することが大事な使命だとおっしゃっておられました。それから、県立大学をつくるのであれば、公立大学として、また、後発の新しい大学として人口減少社会への対応や、地域づくりやまちづくりに貢献するという目的は一方では外せないとも思うところもございます。

県立大学が、県が目指している地域に愛され、共に成長する大学になるためには、その設置の意義や養成を目指す人材像というものを県民にすつと分かるように、落ちるようになっていかなければならないというふうに思っています。県民の理解は先頃から言われている四七・一%、ま

だまだでございます。

県立大学において養成を目指す人材について、私はこれまでも申し上げてまいりました。県立大学は、佐賀県の課題、農業や窯業、エネルギー、環境、海洋といった佐賀県の地域性や強みなどを生かした学部や学科を設置するなど、県民があつてよかった、学ぶ子供たちが、よし佐賀県をよくしよう、そういった思いで入学してきてくれるような、県民があつてよかったと思つていただけるような人材を輩出するべく特色ある人材を育てるべきだと申し上げてまいりました。

今月中旬に公表された「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」では、「県立大学において養成を目指す人材」として、「不確実性を増す時代において、現状を是とせず、起業家精神を持つてチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材「チェンジ・メーカー」が掲げられています。

そこで、県立大学ではどういう特色を持った人材を養成したいと考えていらつしやるのかお尋ねをいたします。

二点目、県民の理解を深めるための取組についてでございます。

県民の理解を深めるための取組については、とりまとめでは県立大学での「教育に関する方針」や「県立大学において養成を目指す人材」の姿が示されましたが、三つのポリシーなど、県民には聞き慣れないような、舌をかむような難しい言葉、例えば、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーなど、県民がなかなか理解できない、私もそういう大学ですよ、専門家には分かります。国にはそれを出さなければならぬ、それは分かりますが、県民の皆様には理解をしていただくために

は、目指す姿をイメージできていない、そういう県民の皆様にもっと分かりやすくお示しをする必要があるのではないかと常日頃から申し上げておりました。

県立大学の経営情報学部（仮称）で育てた人材が、例えば身近な農業の分野や、生活に直結する、エネルギーの分野などでどんな活躍ができるのか、また県立大学ができることで佐賀県がどうよくなっていくのかということをもっとかみ砕いて、分かりやすく説明し、それが県民にすーっと落ちるような話になれば、地域に愛され、地域と共に成長するよりよい大学になると考えています。

県費を使つての大学設置でございますので、いかに子供たちが、この岩永先生の本ではございませんが、ふるさとを思う子供たちが入学してきてくれること、そういったことを切に私も願っております。

県民の理解を深めるためにどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

三つ目の問いです。県立大学の建設費についてでございます。

県立大学の建設費については、令和五年九月議会で他の公立大学の建設事例を参考に資材価格等の上昇などを加味し、二百億円程度のコストになると見込んでいると答弁がございました。このときは設置場所が決まっていなかったが、昨年七月には県立大学の設置場所を現在の佐賀総合庁舎の敷地内にするのが決定されました。それに伴い佐賀総合庁舎の事務所移転、別館の解体に経費がかかると聞いております。

今議会でも示されました。佐賀県税事務所が永池本店ビル一階へ、東部教育事務所がニュー寺元ビル二階へ、県営住宅佐賀管理室がニュー寺元ビル一階、ほかに佐賀県農業公社や佐賀県農業会議が小城市芦刈保健

福祉センター「ひまわり」へ、そしてもう一つ、佐賀県土地開発公社・佐賀県道路公社が県庁舎南館三階。

令和七年度予算に計上されている県立大学の設置には、いろいろな経費がかかってまいります。今申し上げた経費はそもそもこの二百億円の中に、説明の中では入っていないと、この二百億円外の予算であるというところでございました。

賃料等については、佐賀県税事務所、永池本店ビル一階が四千四百九十七万四千円、東部教育事務所のニュー寺元ビル二階が一千五百八十八万八千円、県営住宅佐賀管理室のニュー寺元ビル一階が六百六十一万六千円など計六千七百四十七万八千円、これは二百億円外の金額と説明をいただいております。

そもそも県立大学の建設費について、現時点でどれくらいを見込んでいるのかお尋ねをいたします。

県立大学の問いの最後でございますが、私立大学への支援についてでございます。

九州龍谷短期大学が二〇二五年、この四月から募集を停止するなど、私立大学や短期大学の厳しさは増しております。このことについても質問を私もしてまいりました。

先月、長崎県立大学を視察させていただいた際には、三、四年後は私立大学はさらに厳しくなると言われておられました。私もそのように感じておるところがございました。

県は県立大学の――昨日の藤崎議員のように……。失礼いたしました。資料が拡散しております。申し訳ございません。

この私立大学、私が何を言いたいかといいますが、この厳しくなって

いく私立大学を龍谷短期大学、厳しくなっていく私学に対して、龍谷短期大学はもう停止をされますが、今後、県として手を差し伸べる、佐賀県は大学の数が、学び舎が少ないと言って県立大学を設置される。それなのに、私立大学が大変厳しくなっていく現状、そういったものを今後どうされていくのか、そこについて執行部にお尋ねをいたします。

すみません、ずらしておりました。失礼いたしました。

私立大学も県内の高等教育機関としての必要性は同じだと思っております。また、福祉や子供に関することなど、社会に欠かせない大事な仕事の人手が不足している中で、そうした専門人材を育成する短期大学は大事と考えております。これまでも質問をさせていただきました。今ある県内の私立大学や短期大学、それから開設予定の武雄アジア大学が、九州龍谷短期大学のような状況に陥った場合、県は私立大学のことだからと、見て見ぬふりをするのか、何か一手を打つのか、今のうちから想定しておくべきだと私は考えておりますが、いかがでしょうか。執行部にお尋ねをいたします。

次は問いの四になります。高等特別支援学校についてでございます。

この問題は以前から地域の障害をお持ちの方に寄り添って仕事をされている方から要望、御相談をいただいたものでございます。

近年、あらゆる業界で人手不足という嵐が今起こっています。地元の方から障害のある方の雇用をさらに充実させていきたいというありがたいお声もいただいているところでもございます。インクルーシブ教育のたまものではないかと考えているところでもございます。

そのような中、特別支援学校に通学する生徒は増加傾向であり、特別支援学校、特に高等部において職業教育を行うことは、将来の自立のた

めに就職を希望する生徒や御家族及び人材を求める企業にとって、とても大切な重要なことだと考えております。

県教育委員会においては、過去に高等特別支援学校の設置について検討されていた時期があったと伺っております。調べてみますと、現在、九州各県において見ますと、高等特別支援学校がないのは佐賀県のほか、宮崎県となっております。私は、県内各地域の特別支援学校に加え、高等特別支援学校を設置することは、障害をお持ちの皆さんの学びの機会の創出、選択肢の増加、また御家族の皆様にとっても励みになると私は思うのであります。様々な観点から鑑みても大変重要だと思いい、質問をさせていただきます。

今、佐賀県内にある特別支援学校の高等部は職業自立コース、全部ではございませんが、全部の八カ所ですね。ろう学校、盲学校も入れて八カ所。職業自立コース、職業技能コース、基礎技能コース、生活基礎コースなどで学ばれていらっしゃいます。しかしながら、高等特別支援学校になりますと、これは長崎県ですが、実際、すぐ仕事に就けるような実業高校のような学びを深められるようになっております。そういったところで、県は高等特別支援学校への認識、また設置検討についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

問いの五でございます。福祉避難所についてでございます。

近年、相次いで発生する大規模な豪雨災害等により、佐賀県内でも貴人命が失われているとともに、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。こうしたことを通じ、私が特に気になっているのは災害時の福祉避難所についてでございます。

先月も、そして数日前も、障害をお持ちの皆さんをお育てになって

いる父母の会の方々との交流会やトークショーなどに出向かせていただきました。その会合で御家族の方から、子供の通っている学校は少し遠くにあるけれど、自宅のすぐ近くに小学校があり、災害時はその空き教室に避難をできたらいいなと常々思っているという声をいただきました。

障害をお持ちの子供さんにとっては、災害時の避難所など、ふだんとは違う環境で生活をされることは大変な重圧であり、そうした子供さんたちにとって、自宅近くにある小中学校の空き教室のような小さくても落ち着ける場所があれば安心できる。それぞれの特性があっても御家族と安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置主体である市町に環境を整備してほしいと考えております。県にも積極的に関わってほしいと願っております。

県、市町が一緒になって、障害者や高齢者など、配慮が必要な方のために、福祉避難所の環境整備や避難訓練の実施に加え、例えば、日頃から学校で交流の場を持つなど、平時のうちから取り組むことで避難先のイメージが持て、環境になじむことができるし、災害時に避難行動を取ることができると考えております。こういう取組をすることで、障害をお持ちの方など支援が必要な方のみならず、誰もが、お年寄りもそうです。私も膝と股関節に人工関節を入れております。誰もが災害時に自ら命を守る行動ができ、安心して住むことができる佐賀県になるのではないかと思います。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

小中学校の福祉避難所の指定についてでございます。

障害児やその御家族が小中学校の空き教室などを利用できるよう、そ

の指定について県から事業主体である市町へ働きかけていただけたら大変ありがたい。そして、必要なことだと思っておりますが、県としてはいかがお考えでしょうか。

問いの二です。福祉避難所の設備整備についての支援でございます。福祉避難所として指定するに当たっては、必要な機能を備えるため、既存の施設の改修が必要な場合があると聞いております。県ではどのような支援を今行っているのか、そしてこれから行っていかうとされているのか、執行部にお尋ねいたします。

最後の問いになります。問いの六、障害支援についてでございます。すみません、また何かばたばたして申し訳ございません。では、障害支援についてでございます。こちらも御相談をいただき、心につまされるものがございまして、質問をさせていただきます。

重度障害者を対象としたグループホームについては、途切れないサービスを行っていただきたい。その重度障害者を対象としたグループホームについてでございます。

重度障害者を対象としたグループホームにおいて、まず何より人手不足の問題があります。日中支援に対する報酬が設定されていないのみならず、報酬算定のありようとしても、半日の支援でも一日支給されるという制度上の問題もあります。本県でも週末の受け入れをしない事業所が随分増えてきていると聞いております。重度障害児・者の保護者の方といたしましては、改めて厳しい現実を受け入れ、将来の不安を抱えながら生活をされていらっしゃいます。

昨日、石丸議員さんからも、親亡き後のお話をいただいたところでもございます。全くそのとおりでございます。介護力が弱くなった、この

先どうしたらいいのか、そういった声を私もいただいているところでもございます。利用者はやむなく入所施設を選択するという、厚生労働省が主導されている地域生活、ノーマライゼーションの推進とは真逆の選択を強いられていらっしゃる方がいらっしゃいます。途切れないサービス、そういった願い、声を私も聞いております。この重度障害者を対象としたグループホームについての認識、それから、これからどうしていかうとされているのか、執行部にお尋ねをさせていただきます。

本当に障害をお持ちの方、そして特に先日「透明人間」という写真展を県庁のロビー一階のホールで、そして県庁地下で二十三日はトークショーがあり、この写真家の方は医療的ケア児を自分が育てていらっしゃるって、いろんな課題や問題を写真を通して訴えていらっしゃいます。そして、このトークショーが二十三日、県庁地下を使わせていただいていた交流会がございまして、私もそこに出向かせていただきました。医療的ケア児さんもそうです、重度心身障害者の方もそうです。また、石丸県議からこれまた御紹介いただきました佐賀県障がい者文化芸術作品展も同時に行っていました。すばらしい作品が県立美術館に飾られており、私も欲しいなという絵画もございました。

本当にこうやって生きがいを持って、そして、何かしらか重い物を持って生活をされている方々、もう一つ私が言いたいのは、制度の綱渡りをされている、そういった方たちが非常に多いということでございます。

二番目でございますが、次は障害をお持ちの方の移動支援についてでございます。

これも、先日のトークショーでもお母様からお声をいただきました。

具合が悪くても、何があっても子供、医療的ケア児さんを、大きい子供さんは機械を備えたものまで含めますと百キロぐらいありますというお母様もいらっしゃいました。この移動手段についてでございます。

移動支援が確保されていないことを理由に、重度障害者の様々な地域生活が制限され、保護者に過剰な負担を強いる結果となっている、そのような御家族の方がいらっしゃいます。また、制度が市町村の補助事業に移行して以来、財源の問題もあり、地域生活支援事業は大変抑制的な運営となっていると聞いております。また、頼みのライドシェアは大規模な都市ではスタートしましたが、地方への普及等についてはいまだ見通しも立っていないことと聞いております。

重度障害者の移動を支援した場合に、乗客数や障害の程度に応じた報酬が得られるような制度を設計して、個別給付として位置づけてほしいという声も上がっております。

佐賀県においては、今、養護特別支援学校にはスクールバスが運行されています。そういった形で手厚く支援もしていただいておりますし、医療的ケア児アドバイザーなども配置をさせていただいて、この「透明人間」の写真展の後の交流会、二十三日の交流会で、佐賀県の金立特別支援学校にお勤めの医療的アドバイザーの江口亜加音さんが来ていらっしゃいます。お話をしてくださいました。

そういったことで、県としても手を尽くしてくださっていますが、まだまだ制度の綱渡り、そして、拡充の声をたくさん聞いております。この障害児・者の移動支援をどのように考えていらっしゃるのか、そして、今後どのようにされていくおつもりなのかお尋ねをいたしまして、一回目の質問とさせていただきます。バタバタして申し訳ございませんでし

た。(拍手)

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。猪村利恵子議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

いろいろな経緯の中で、武雄温泉駅は西九州の交通の結節点となっております。様々な種類の列車が全て停車するわけでございます。足元でそのチャンスをぜひ生かしていただきたいと思えます。

西九州ルートは、本来はフリーゲージトレインが在来線を通じて、それで終わるはずでございました。ルート整備、ハード整備という意味では、整備は今の状況で終了している姿なのです。しかしながら、国がフリーゲージトレインを断念したから現在の状況にあるわけです。

議員から、岩永元参議院議員の回顧録の話がございました。私も頂いて読ませていただきました。その中に、「今でも不本意なのは、フリーゲージトレインの開発断念である。」「長崎ルートは、距離が長崎県側よりも長いというだけで、佐賀県の費用負担があまりにも重い。」など書かれておられます。我々の基本的な考えと相通ずるところがあると思えます。

岩永元参議院議員をはじめ、九州新幹線西九州ルートに携わってこられた佐賀の先人たちは、当時、地元のことを考え議論を重ね、工夫をしてぎりぎりの判断を重ねてきたのだと私は認識しています。平成二十四年の武雄温泉―長崎間のフリーゲージトレイン方式の着工認可に至る際も、ぎりぎりの判断で地元負担も含め、リスクの少ない在来線を利用できる方式としたのだと思っております。

そのような先人たちの思いからたどり着いたフリーゲージトレインを、

提案した国が自ら断念した今となっては、合意といえれば新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用する合意しかないのでございます。

仮にフル規格でその間を整備した場合、真水で千四百億円以上の莫大な地元の建設費負担や在来線の利便性低下など、様々な課題が横たわっています。今の状況、条件では、佐賀県にとって得られるものより失うものがはるかに大きいと思えます。

整備新幹線のスキームがフリーゲージトレインでの判断当時と変わらない今も、その状況は変わってございません。安易に踏み出すことが取り返しつかないことになるものと私は思います。

大事なことは、今の佐賀の鉄道環境は悪くないこと、むしろいいということ。フル規格整備はこの環境を壊すリスクがあるということ、こうしたことを県議会議員の皆様とも共有した上で議論したいと思えます。今後も議論、交渉を続けたいと思えます。

整備新幹線は、ただただ欲しいから求めるというものではないと思えます。何を捨て、何を得ようとしているのか、冷静に見極めることが必要です。

取組状況などにつきましては、地域交流部長から補足させます。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目お答えいたします。

まず、佐賀駐屯地についてのうち、佐賀空港の民間空港としての使用、発展についてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用につきまして、将来にわたり民間空港としての使用、発展に支障があってはならないと考えております。

平成二十七年十月、当時の中谷防衛大臣から、米海兵隊の利用要請の取り下げ、民間空港としての発展、漁業者に影響を及ぼさないことを確

認できたことが、その後の県の判断、漁協の判断、駐屯地整備へと至る道のりの原点でございます。

平成三十年八月の県と防衛省との合意事項においては、「佐賀空港の自衛隊使用要請について、佐賀空港の民間空港としての使用・発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として」という文言を最初に明記しております。

昨年十一月に、知事が中谷防衛大臣を訪問した際にも民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないという大前提について改めて確認を行ったところでございます。佐賀駐屯地（仮称）が開設した後も、この約束は常に防衛省との間で確認をしてまいります。

続きまして、周辺環境などへの配慮についてでございます。

県は、佐賀市、JAさが及び有明海漁協との間で「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」をそれぞれ締結しております。また、福岡県柳川市との間では、「佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」を締結しており、空港運営の変更などを行う場合は事前協議などを実施することとしております。

事前協議などに先立ちまして、駐屯地における航空機の運用計画案が先月末に防衛省から示されました。

この計画案では、佐賀空港の北側には住宅地などが所在しているため、騒音の面で負担が生じないように空港の南側を飛行することを基本とすること。また、実際の飛行に当たっては、場周経路上においては高度三百メートル以上、場周経路外においては高度五百メートル以上を確保すること。また、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、住宅地、市街地や病院などの上空の飛行を回避するといった措置を講じること、こうしたこ

となどの周辺地域の環境への配慮が示されております。

さらに、騒音や大気質への影響につきましても、シミュレーションなどによる予測結果を示した上で、どちらも佐賀空港周辺の環境に与える影響は少ないとしております。

県としても、内容を確認した上で、今日七日に、佐賀市、JAさが、有明海漁協及び福岡県柳川市に対しまして文書を発出し、公害防止協定に基づく事前協議などを開始いたしました。

運用計画や周辺環境への影響が少ないことなどは、関係機関へ丁寧に説明しております。防衛省には、駐屯地の工事はもちろんのこと、今年七月以降のオスプレイの運用に当たっても、周辺環境に配慮し、一つ一つ丁寧な対応を行っていくよう引き続き求めてまいります。

続きまして、県立大学について四点お答えいたします。

まず、県立大学において養成を目指す人材についてでございます。県立大学においては、不確実性を増す時代において、現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材「チェンジ・メーカー」を養成したいと考えております。これこそが最大の特色であります。

多くの日本の大学は、特定の学問分野に基づき、法学部、経済学部、理工学部などの学部が組織され、一年生のときから専門教育が行われております。結果、高校においても、早い段階で文系、理系の選択が迫られているのが現状です。

しかし、世の中の課題は、文系、理系で分けられるのではなく、課題を発見し、解決しようとする際には、一つの専門領域だけで対応できるものばかりではございません。

こうした点に問題意識を持つ大学関係者は多く、先日の中教審の答申でも、これからの大学教育は、リベラルアーツや文理融合・横断教育の重要性が指摘をされたところでございます。

県立大学においては、データサイエンス・情報分野と経営分野双方の知識を備え、さらに、県内企業現場などにおける課題解決型学習、いわゆるPBLを重視することで、理論と実践の循環型の学びを行うこととしております。そのことにより、自ら課題を発見し、本質を捉え、他者と共創し、自ら行動して解決に導く人材、また、学んだ知識などを実際に活用し、新たな価値を生み出す人材、このような人材を育成していきたいと考えております。

続きまして、県民の理解を深めるための取り組みについてでございます。

議員からは、「現時点でのとりまとめ」には県民が聞き慣れない言葉や難しい言葉も多いという御指摘をいただきました。

「現時点でのとりまとめ」は、三つのポリシーを中心に開学に向けた作業に必要な項目を整理したものであり、これ自体は広報を目的とした資料ではございません。

また、議員からは、県立大学がよりよい大学となるため、県民の広報をしっかり取り組むようにという話もございました。

県民への広報、情報提供に際しましては、「現時点でのとりまとめ」を広報するのではなく、大学に関して佐賀県が置かれている特殊事情、これからの時代の展望や大学が果たす役割などを含めて広報していきたいと考えております。

佐賀県立大学は、十八歳から二十二歳だけではなく、社会人や企業な

ど、様々な方の参画を期待しております。子育て世代、教育現場や企業現場など、それぞれの年代、立場、業種で関心も違いますので、それぞれの関心に応えられるような広報、情報提供を行いたいと考えております。そのことが、よりよい大学、そして、地域と共に成長することにつながるかと考えております。

また、県全体が学びのフィールドにしたいと考えております。佐賀市だけではなく、他の市町もこれまで以上に連携し、それぞれの地域における県立大学の生かし方を考えてもらう機会を増やしてまいります。

続きまして、県立大学の建設費についてのお尋ねがございました。

設計業務を受託する事業者が一昨日決定をしたばかりでございます。今後、設計業務を進めていく過程で建設費についても見通すことになってまいります。これまでも申し上げてきたとおり、極力二百億円以内になりたいと考えております。

なお、先ほど議員のほうから、今回の総合庁舎移転に関する費用が二百億円に含まないとのお話がございました。

今回、材料試験センターを除きます佐賀総合庁舎の入居機関の移転につきましては、佐賀総合庁舎の敷地を設置場所として決めたことに起因するものであることから、移転費用、移転先の工事費、また、引っ越し費用、こうした費用は二百億円に含めて整理をすることとしております。

これらの点につきましては、総務部より議会勉強会において、移転先や移転時期、移転経費につきましても、一覧にて説明をしたと聞いております。また、移転先の維持管理コストについては、二百億円には含まないといったことも回答したと聞いております。

続きまして、私立大学への支援についてお尋ねがございました。

佐賀県内の私学は、福祉分野をはじめ、社会を支える人材育成に取り組んでおられ、大切な存在でございます。この点、大学が多い都市部とは違う状況でございます。

私学にとって、国による私学助成は重要なことです。

昨年十一月には、落合副知事が文部科学省に対しまして、地方における私立大学、短大の役割は都市部の私学とは異なることから、私学助成について、地方の私大に対する配慮を行うよう要望したところでございます。

既に、佐賀県では、知事と県内の大学・短大の学長が意見交換をいたします。「UC5+」を開催しております。このほか、事務レベルでも様々な機会に、西九州大学、佐賀女子短期大学とも適宜意見交換を重ねているところでございます。

今後も、私立大学の建学の精神を尊重し、県としてサポートしてまいります。

私からは以上です。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、西九州ルートに係る知事の答弁について補足をさせていただきます。

佐賀県は、国からの求めに応じまして、鉄道局との間で「幅広い協議」をしております。もっとも、鉄道局は佐賀駅ルートによるフル規格整備が適切と従来の考えを主張するばかりでございます。議論が深まらないという状況でございます。また、長崎県やJR九州は、従来の在来線合意と異なってフル規格整備を求めていますので、原点に立ち戻り、地元で新たな合意形成が図られるというのが本来の議論の在り方と考えております。そこで、地元三者の意見交換を行っております。

フル規格整備には、ルート、在来線、財政負担、地域振興といった様々な課題が横たわっております。こうしたことは、これまでそれぞれに対してきちんと十分に伝えておるところでございます。佐賀県は様々な議論をすることに門戸を開いております。引き続き冷静に、丁寧な議論をしてまいります。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇Ⅱ私には、大きく二項目御質問をいただきました。

まず、福祉避難所についてでございます。

福祉避難所は、災害時において、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者とその家族を受け入れるための避難所でございます。市町が指定することとされております。

今回、議員からは、障害者団体からの要望として、最寄りの小中学校の空き教室などの活用について御提案、お話をいただきました。御提案いただいたことについては、私どもも障害者団体の方の思いを直接お聞きしたいと思っております。また、こうした話があったことについても市町のほうにお伝えをしたいと思います。

要配慮者の個別避難計画の作成や福祉避難所指定の検討に当たりましては、それぞれの市町において、実際に避難される方や支援に関わる方々との話し合いを行いながら、地域の実情を踏まえて検討されるものと考えております。そうした状況についても市町と意見交換をしてみたいと思っております。

福祉避難所の指定に当たりましては、内閣府が策定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」がありまして、こうしたものを参考に福祉

避難所が定められておると思っております。

実際に指定されている施設は、高齢者や障害者などの福祉施設、それから、小中学校などの学校、これは主に体育館とか武道場とかになっておりますけれども、それから、公民館など様々ございます。

議員からは昨年六月議会におきまして、医療的ケア児の避難についても御質問をいただきました。現在、私どもも、要配慮者の中でも特に対応に配慮を要します医療的ケア児の個別の避難計画について、それぞれの市町と今話を継続的に行っております。そうした計画の中には、実際の避難先であります福祉避難所も当然出てまいりますので、そうした中でも話をしていきたいと思っております。

それから、二点目でございますが、福祉避難所への整備のことについて御質問をいただきました。

既存の建物を福祉避難所と指定するためには、要配慮者の安全等の確保のためにバリアフリー化の改修等が必要な場合がございます。県におきましては、多目的トイレへの改修経費、また、スロープ等設置経費、シャワー設備や非常用電源増設等の経費、こうしたものに対して補助を行っております。こうした補助制度を通じまして、市町において必要とする要件を備えた福祉避難所の整備を支援しておりますし、引き続き行っていききたいと思っております。

引き続きまして、障害支援について、二項目御質問をいただきました。まず、重度障害者を対象にしたグループホームについてであります。

現在、県内には、障害のある方を対象としたグループホームを運営する事業所が百七十八カ所あります。このうち、重度の障害のある方を対象としたものについては、人員の手厚い配置が必要でありますこととか、

それに対応できる職員を確保することが難しい、そうしたこともございます。現在、それに対応する事業所は十七ございまして、全体の約一割になっております。私も重度の障害者の方々、また、その家族の方々を含めまして、どう支えていくかということについては大きな課題と考えておりまして、これまでレスパイト、そういったものを含めてですけれども、事業所とか施設を訪問してまいりました。そういった中では、やはりなかなか難しい課題を抱えているというふうに思っております。

今回御質問いただきましたグループホームにおいてですが、重度の障害のある方には、寝たきりの状態で動くことが困難な方もいらっしゃる、医療的ケアが必要であったり、強度行動障害の状態にあつて、ある程度自由に動ける方、そういった方もおられます。障害の特性は大きくそれぞれ異なっております。そのような重度の障害のある方が生活するグループホームにおいては、障害の特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供いただいております。

そうした中でも、例えば、最も重い区分六の寝たきりの状態にある方と、同じ区分の医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方とは、適切な支援を行うための現場の実際の体制というものは異なっておりますけれども、同一の区分で同一額の報酬が算定される、そういったこととなっているケースもございます。そのため、実態に対して真に必要な報酬が十分手当てされているかといったケースもあると考えております。

複数の事業者を訪問し、現状等について私どももお聞きしてきております。現行制度は現場の実態に十分対応できていないという声も聞いております。また、訪問した中では、限られた職員数の中で、様々な状態

の重度の障害のある方に適切に対応できる支援体制を確保しながら、一方で、職員の方の労働環境、そういったことも守っていく必要がある。そういう中で、やむを得ず、家族等の支援が受けられる利用者には週末に一時的にお帰りいただくという苦渋の決断をせざるを得ない、そういう状況もあるという声も実際お伺いしております。

グループホームについては、障害のある本人にとって、まさに生活の拠点というふうに考えております。途切れないサービスが提供されることが基本と考えております。事業者の方が無理なく必要な障害福祉サービスを提供できる制度に見直していく、そういった検討をしていく部分もあるかと考えております。

制度が現場の実態に合っていないところがないのか、さらに現場の声、そういったものをお聞きするなど現場の状況を把握し、国に対します政策提案を行うなど、現状を改善する、そういった取組も進めていきたいというふうに思っております。

引き続きまして、障害児・者の移動支援についての御質問もいただきました。

障害のある方のうち一人で移動が困難な方にとりまして、移動支援は大切なものと思っております。こうした移動支援は、このような障害のある方に対しまして、買い物などの日常生活上不可欠な外出やスポーツ観戦、また、芸術文化に触れるなどの余暇活動等の外出の支援を行うことによりまして、地域におけます自立した生活、また、社会参加を促進するためのものがございます。

議員からは、個別給付の話にも触れていただきました。過去、そういったサービスの個別給付があったということは私も承知しております。

ただ、この個別給付になりますと、国が指定基準、そういったものを定めて提供されるということ、ある程度、国が一律に事業を決めていくということにもなります。そういった問題もあるかと思えます。現状、移動支援は、現在の障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして市町が実施主体となりまして、地域の状況を踏まえて、各市町の判断で柔軟な形態で事業ができる、そういうことも含めて実施されているものと思っております。ただ、これに対しては、国による財政支援が十分されていないという状況がございます。

こうしたことから県では、かねて国に対しまして地域生活支援事業に必要な財源の確保に向けた政策提案を行っております。国からの財政の支援は十分でないことから、引き続き国に対しましてしっかりと要望をしております。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、高等特別支援学校についてお答えをいたします。

高等特別支援学校といえますのは、特別支援学校の高等部のみを単独で設置したときにそのように呼称されているものでありまして、何かそういう学校種があるというわけではございません。他県の例を見ますと、知的障害のある生徒を対象に一般企業等への就職を目指す学校が多いようでございます。

本県におきましては、これまで身近な地域に特別支援学校を設置してきており、高等部についても通学しやすい環境を整えてきたところでございます。その上で知的障害を対象とした全ての特別支援学校の高等部に職業コースを設け、一般企業等への就職を希望する生徒の職業自立を

推進し、就職を前提とした専門的な教育を行っております。

議員から、職業教育を行うことは生徒にとっても企業にとっても重要なこととお話がありました。全くそのとおりと考えております。この職業コースでは、年間を通じて清掃や接客サービス、物流など複数の仕事の内容を経験する授業の時間を多く設定しております。生徒の興味、関心を引き出しながら、一人一人の生徒が自分に合った職業を見つけることができるよう、進路指導に力を入れております。また、ビジネスマナーやコミュニケーションなど、働く上で必要なスキルを身につけるための授業も行っております。

本県の特別支援学校の職業コースの特徴は、これまでそれぞれの学校において地域の企業や事業所とパートナーとしての絆を深めてきたことにごさいます。地域の企業などの関係の皆様には日頃から現場実習などの就業体験で受け入れていただいたりですとか、ジョブテイチャーとして学校に来てくださっています。仕事をする上で大切なことをお話しいただいたりするなど、こういうことで働くことについて具体的にイメージができるような取組をしています。また、より実践的な学びとなるよう、授業の改善についても企業の皆様から御助言をいただいております。

生徒の就職に当たっては、配慮事項の引き継ぎなど必要な環境整備について就職先の企業とも密に連絡を取っております。就職後も企業から学校の在学生に対して卒業生の頑張りを伝えていただけるなど、顔の見える関係を築いております。

私も先日、パートナー企業の方々とお会いする機会がありまして、卒業生たちが会社にとって大切な一員となっているということなどをお聞

きしております。配慮はありつつも、働く上での厳しさ、仕事に向き合う姿勢についても教えてくださっていて、本当にありがたいことと思っております。

このような取組により、生徒及び保護者の地域の企業等への就職に対する意識が高まり、就職希望者数、就職率ともに増加し、希望する生徒のほぼ全員が就職することができておまして、成果が出ているものと考えます。

就職率については決して競うものではありませんけれども、参考までに申し上げますと、全国的にも高いほうに位置しております。

議員から他県のお話ございましたけれども、本県の高等部もぜひ一度御案内をさせていただきたいと思っております。

生徒が地域の身近な学校で学び、力をつけて、希望する就職ができております。就職先でも活躍しております。こうしたことから、現時点で高等特別支援学校の設置は考えていないところでございます。

今後とも、地域の企業、関係の皆様と連携し、一人一人の生徒に応じた職業教育を充実させ、進路指導に力を入れてまいります。

私からは以上でございます。

◎猪村利恵子君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

新幹線については知事より、御答弁をいただきましたけれども、引馬部長からもそうですけれども、いつもいつも同じ回答でございまして、私の聞き方、お尋ねの仕方甘いのかもしれませんけれども、この執行部と議会とのやり取り、そういったもので私の地元の方、県民の多くの方々がこのやり取りに辟易されているといましようか、こんなに県民が、地元の方、この一月は相当多くの方々とお会いし、地域回りをさせ

ていただき、多くの声をいただく中で、この新幹線のフル規格についてはどうしても話し合っただけで前向きに検討してもらい、そして、前に進めてほしいという声があるにもかかわらず、このようなやり取りで私も全く地元の方に申し訳ない思いでいっぱいでございます。

なかなか捉えていただけない、こういった実情を、私もまた今度しっかりと磨きをかけて、磨き上げをしてまた知事と相まみえたいと思っておりますが、しかしながら、この県民の声に対して、知事、そしてまた、引馬部長は本当にどうなのかというところもございしますが、もう少し県民の皆様に取り添って話をいただければというところでもございます。

それと、県立大学についてでございますが、産業技術学院だったり、農業大学校だったり、そういったところもあるから、しっかりとそういったところとも連携してやってほしいという声もあります。そういった声に対してどのように考えられるのかお尋ねをしたいと思います。

それと、障害者福祉、障害児、障害の方のことでございますが、二〇四〇年問題、あと十五年もいたしますと、障害をお持ちの方と高齢者で全国の人口の半分になるというようなことを一昨年、佐賀県の手をつなぐ育成会の大会で、全国手をつなぐ育成会の当時事務局長であられました又村あいさんが講演会でそのようにおっしゃったことを私は衝撃的に記憶しております。

そういったこともあって、高等特別支援学校は障害をお持ちの児童さんにとって選択肢がもう一つ増えるということを考えていただけないかということもございまして質問をさせていただきました。教育長、このことについても一言いただければというふうに思っております。

以上三点、再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ猪村議員の再質問にお答えします。

質問の内容がよく分からなかったんですけれども、コメントされたことについてコメントさせていただきます。

私も、様々な議員の皆さん方からこの問題に関してもお話をされることに關して画一的な答弁でなくて、できる限り質問されたことに関して自分の言葉で、言い方が変わっているとされるかもしれないけれども、様々な議論が深まるようにお答えしているつもりでございます。ということと併せて、やはり執行部と議会は車の両輪でもありますし、私自身も県民の負託を受けて、県民のために一生懸命やっているので、一方的に言われてもいかなものかなと私は思っているわけです。

ということと、もう一点、先ほど申し上げたように、今、国と幅広く様々な交渉をやっているわけです。そのときに佐賀県側に立脚して我々は国と対峙している中で、県議会での意見とか県議会での議論というのは大変大きく交渉にも影響を及ぼすので、これからもこういった質の高い議論をさらに続けさせていただきたいと思っております。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ猪村議員の再質問にお答えいたします。

県立大学と農業大学とか産業技術学院との連携をというようなお話だったと思います。

県立大学ができれば、我々、県内の高等教育機関、また企業、様々な今、議員が言われたところも含めまして、いろんな形で連携を深めながら充実を図っていききたいというふうに思っています。

以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私のほうには高等特別支援学校について、選択肢の一つと思うがどうかという御質問でよろしいでしょうか。（「選択肢

を」と猪村利恵子君呼ぶ)増やすということになる。

高等特別支援学校といいますが、先ほど申し上げましたように、特別支援学校の高等部のみを単独で設置したものをそう呼んでいるわけでございます。本県は特別支援学校の高等部に職業コースを設けておりまして、既にその機能というのは十分に備えておりますし、結果も出てきているところでございますので、本県のよさを生かして一人一人の進路が達成できるように力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長(大場芳博君) 質問時間が少なくなっておりますので、質問は簡潔に願います。

◎猪村利恵子君 登壇〓知事、私が質問の仕方、大変甘くて申し訳なかったんですけども、やはりフル規格に対しての県民の思いというものもしっかりと受け止めていただいているとは思いますが、答えになっていないというふうには思っています。

もちろん、フリーゲージトレインをやるうとしたのは国だし、断念したのも国なので、国にしっかりその責任を果たしていただくということをやっていたら、そして私たちも言っていく、そういったことはしっかりやっていく。光と影の問題もそうです。委員会はその件については議論を私もしたいというふうには思っております。

そういったところで、県民のフル規格に対する多くの県民の皆様の期待の声、そういったものに答えになっていないというふうには思っておりますので、一言いただきたいというふうには思います。

そして、甲斐教育長、ありがとうございます。私は特別支援学校があつて、そして高等特別支援学校もあつたほうがいいというふうには思っ

ております。佐賀県と宮崎県がないので、なぜないのか、そういった選択肢が増えるのではないかと、同じ学校、同じ内容かも分らないけれども、場所として、そして今から障害をお持ちの方々が多くなっていく、その観点から私は質問をさせていただいておりますので、その二点についてよろしく願います。(発言する者あり)(議長よろしいですか)と猪村利恵子君呼ぶ)(「一括でせんか」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(「そうです。選択肢が特別支援学校しかないのです……。よろしく願います、すみません」と猪村利恵子君呼ぶ)

◎山口知事 登壇〓猪村議員の再々質問にお答えします。

答えになっていないという言葉の意味がちよつと分らないです。私は丁寧にお答えをしようと思つてはいますし、その答えになっていないという部分についてどういう意味なのかということをお尋ねしたいんですが、私が尋ねることはできませんので、ただ、もし意見が違ふということであれば、これはまさに議論をする場でありまして、そういったことを闘い合わせながら、お互い県民のために努力を重ねるということだと思つています。

◎甲斐教育長 登壇〓再々質問にお答えします。

どうお答えしているのかなと思つてはいますが、高等特別支援学校とおっしゃいますけれども、県内の特別支援学校の高等部に、何度も申しますけれども、職業コースがありまして、既に機能がございまして、地域にそれぞれございます。ですので、その機能がというのがございまして、その選択肢がないと言われるのがよく分かりません。それだと生徒が増えていくでしょうという話、もちろんそれはございます。東部地域中心が増えていきますので、鳥栖特別支援学校を整備する

こととしております。また、大和特別支援学校への受け入れのための拡大というのも県の金立特別支援学校のほうに受け入れのための施設整備をやっております。ですので、増えていくということに対しての受け皿と、あと職業コースとしての専門的な教育というのは本県のやり方できていると思っておりますので、現時点では高等特別支援学校というのは考えておりません。

以上でございます。

◎八谷克幸君（拍手）登壇 自由民主党の八谷克幸でございます。

本日は五項目について通告をいたしておりますので、石丸議員さんと同じように、前振りなしで早速質問に入らせていただきます。

一項目めは、財政運営についてであります。

私はこの財政運営につきましては、積極的な運営の立場から質問をいたします。

令和七年度の国の予算は、現在、国会で審議中ではありますが、高校授業料の無償化、小学校の給食無償化、そして社会保険料の負担軽減策などの協議が調い、二十九年ぶりとなる修正案が本日二十八日に提案されることとなっております。

予備費の減額や地方交付税が減額され、一般会計の総額は百十五兆五千四百十五億円から三千四百億円減額され、百十五兆二千億円弱となるとのことでございます。しかし、高額療養制度の利用者負担などの協議次第では、まだ歳出総額が変わるとの報道もあっております。

昨年の十二月二十七日に閣議決定されました一般会計予算の内容を見てもみますと、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行を確実なものとするとともに、AI、半導体分野の投資促進やGX投資促

進などを着実に進め、新たな需要を創出していくとされております。そして、地方こそ成長の主役との考えの下で、地域の可能性を引き出すため、地方創生交付金を倍増するとされております。同時に、骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続することで、新規国債発行額の減額も実現するなど、経済再生と財政健全化を両立するめり張りを利かせた予算となっております。

一方、さきに発表されました地方財政計画では、地方交付税を十九兆円、対前年比プラスの〇・三兆円——これは今、二千百億円減額となりましたので、変わりますけれども——地方交付税を確保し、一般財源総額を六十三・八兆円、これもプラス一・一兆円とし、臨時財政対策債、平成十三年度の制度創設以来初めてのゼロとするとともに、交付税特会借入金の償還を増額し、地方財政の健全化を図ることとされております。その上で、地方財政計画におきましても、地方こそ成長の主役との考え方に基づき、新たな地方創生施策を推進することとし、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」により、地方の自主性と創意工夫に基づき、「産官学金労言」による議論を踏まえた取組を支援することとされております。

あわせて、農林水産業につきましては、改正食料・農業・農村基本法に基づき、食料安保の強化や共同利用施設の整備、中山間地域対策等を推進するとされ、訪日外国人旅行者数六千万人の目標達成に向けての取組や、地域脱炭素推進交付金により、地域・くらし分野の脱炭素化などを推進することとされております。

一方、本県の予算は、税收等の状況変化に応じてローリングを行い、財政調整積立金残高や将来負担比率を検証しながら編成を行ったと知事

はさきの演告や代表質問で述べられております。財政調整積立金残高につきましては令和八年度末の計画額約百三十億円を確保し、将来負担比率については令和六年度と令和七年度に約一四〇%となり、その後、県債残高の減少とともに徐々に改善していく見通しで、安定的な財政運営ができていますとされております。

これまで本県の予算の推移を見ますと、投資的経費では農業振興の基盤づくりのために進めてきました国営土地改良事業の県負担額がかなりの割合を占めておりましたが、ピークでありました平成二十年度の約六十九億円から令和七年度は約十一億円まで減少しております。最近の大型事業であるSAGAサンライズパークの整備や空港ターミナルビルの拡張なども終了し、県財政の収支試算を見ると投資的経費が漸減しており、今後、投資の規模が徐々に縮小していくのではないかと懸念をいたしております。

また、直近となる令和五年度の財政指標を見ますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は九三・九%となっており、決して良好な値であるとは言えないものの、将来負担比率は一三五・三%で全国十四位、実質公債費比率は九・七%で全国十七位と、いずれの指標も全国の中で上位に位置をしております。さらに、実質収支も過去五十億円前後で推移していたものがここ数年は百億円前後となっております。これらの指標を見る限り、佐賀県の将来に必要な社会資本整備を積極的に行うことができる環境にあるのではないかと考えております。

また、令和七年度の地方財政計画の具体的な内容を見ますと、令和六年度、今年度で終了することになっておりました緊急浚渫推進事業債の措置期間が令和十一年度まで五年間延長されることになりました。

この制度は維持補修費に起債を充てることができるといって、時限的ではありませんけれども、画期的な地方財政法の改正がなされたものであります。令和二年度の制度創設以来、本事業に積極的に投資されてきたことは、住民の方々から一安心したとの声も聞いております。こうした財政上有利な起債充当率一〇〇%、元利償還金の交付税算入率七〇%という、こういう起債なども積極的に活用しながら、内水対策等の防災・減災対策をより一層推進していく必要があります。

本県経済にとりまして、県の財政出動が県民生活や地域経済に与える影響は大きく、大型事業が完了した後においても、本県が伸びていくための基盤となる社会資本の整備に必要な予算が十分に確保されることが肝要であると考えます。

県の産業連関表で建設投資額を見た場合、一の投資によって約一・五倍の生産誘発効果を生むとされ、全体三十七部門のうちの上位四位となっております。また、これを公共事業部門に限って見ますと、約一・六倍の県内産業に生産誘発効果があるとされております。

韓国に出張した折に、道路工事をはじめ、つち音高く建設工事が行われているのを目の当たりにしたとき、韓国経済の勢いを肌で感じたことを覚えております。将来に向けた県勢の発展のため、特に県経済の発展のためには、必要な投資にしっかりと予算を投じていく積極的な財政運営を行うべきだと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

二問目は、コスメティック構想の推進についてでございます。

私は以前、薬草の生産に関わったことがございます。中でも全漢方薬の約七割で使用され、そのほか、化粧品をはじめ、みそ、しょうゆ、健康食品原料など、様々な分野で使われています甘草が、そのほぼ一〇

○%が輸入されており、しかもそのほとんどの八割近くを中国からの輸入に頼っていることを知り、何とかできないものかと取り組んだことがございます。残念ながら成功とまではいきませんでしたけれども、現在、県が取り組んでおりますコスメティック構想につきましては、自然豊かな佐賀県の天然素材を化粧品や医薬品の原料に活用できないか、私も検討を行っていたこともあり、二〇一三年に佐賀県、唐津市、玄海町の連携の下、ジャパン・コスメティックセンターが設立され、コスメティック構想が始まったことは、当時の検討が実を結んだものとして大きな期待をしております。

唐津市浜玉地区を中心に始めましたコスメティック構想は、これまで十一年間にわたり取組が続けられており、その取組は今や唐津市や玄海町にとどまらず、私の地元であります神埼市におきましても、東洋ビューティによる国内最大級のOEM工場、これは他社のブランド商品をつくるということだそうです、その工場や、BEAUTYCLYによる国内唯一の化粧品容器の水平リサイクルの工場が誘致されるなど、その効果は今や全県的なものとなっております。

一方で、コスメ産業は国内に限らず、世界的にも成長産業と言われており、コスメティック構想を掲げる佐賀県におけるコスメ産業の成長はまだまだ大きな可能性を持っていると考えます。

私が昨年の十一月議会の農林水産商工常任委員会で行い上げましたコスメギフトの取組も、「佐賀県コスメギフト」プロジェクトとして、コスメ産業が抱える余剰在庫の廃棄という問題と、経済的な事情で化粧品が購入できない家庭があるという課題をつなげるという新たなアイデアで、それぞれが抱える課題を解消しようと全国で初めて全県的な取組と

することに至りましたのは、これまでコスメティック構想に取り組んできた佐賀県だからこそと感じたところでございます。このように新たな視点を加えることで、コスメティック構想にはさらなる発展の可能性があると考えます。

そこでまず、コスメティック構想のこれまでの成果についてお尋ねをいたします。

これまで県では、ジャパン・コスメティックセンターや唐津市、玄海町などと連携しながら、コスメティック構想の取組を推進しており、この十一年間を振り返ってみれば、一定の成果を果たしてきたものと感じております。私が昨年の十一月議会で取り上げたコスメギフトについても、その配布がこの二月中旬から始まったとのことでありますけれども、その取組状況と併せて、コスメティック構想のこれまでの成果をお伺いいたします。

次に、佐賀県産素材の化粧品原料としての活用についてお尋ねをいたします。

コスメティック構想の中でも、自然豊かな佐賀県の天然素材が化粧品や医薬品の原料として活用されることは、中山間地域の振興、とりわけ耕作放棄地などへの取組も含めて大きな期待を寄せているところでもあります。これまでもその取組が一定程度進んでいると考えますけれども、現状でどのような課題があり、今後どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

次に、コスメ産業を支える人材の育成についてお尋ねをいたします。

コスメティック構想に取り組む中で、さきに佐賀大学が発表したコスメティックサイエンス学環の設置申請は、地域の中でコスメ産業を支え

る人材を持続的に育成できるものとして大きな意味を持つものと考えます。

コスメテック学環の設置に当たっては、どのような経緯で実現したものか、また今後、その効果として、コスメテック構想にどのような影響があるかと考えるかお尋ねをいたします。

この項の最後ですけれども、コスメテック構想の今後の展開についてお尋ねをいたします。

コスメテック構想につきましては、先ほど紹介したとおり、コスメ産業が成長産業であることから、新たなアイデアを加えていくことで、今後さらさら大きな成長が期待できると考えております。

そこで、県ではコスメテック構想の展開に向けて、今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

三項目めは、神埼・吉野ヶ里南部地域における排水対策についてであります。

昨年、農政の憲法と言われます食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、六月に公布、施行されました。この改正では、食料安全保障の確保や、環境と調和のとれた食料システムの確立が基本理念に追加されました。今後、関連施策を集中的に進めるべく、基本計画の改定に向けた準備が進められていると聞いております。

知事はこれまで、国の食料安全保障に貢献しているのは地方であるといった趣旨の発言をよくされておりすけれども、私も食料生産を大都市に期待するところはなく、全くそのとおりだと思います。

現在、国ではその基盤となる農業生産基盤の整備及び保全を的確に実施するため、土地改良法改正に向けた審議が今国会でなされ、その法案

が今月十四日に閣議決定されました。この法案の主な内容は、基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置、地域の農業水利施設等の保全に関する措置、防災・減災、国土強靱化のための措置、スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置、土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置などとなっております。この中で私が特に注目したのが防災・減災、国土強靱化のための措置でございます。

神埼・吉野ヶ里南部地域におきましては、大雨により排水先である筑後川の水位が上がり、地域に降った雨水がクリークから筑後川へ排水できずに内水氾濫が頻発しております。特に平成三十年以降は山間部で土砂災害が発生し、南部の平たん部では度重なる農地の浸水により、水稻、大豆、アスパラ、ネギなどの農作物に被害が続き、農家の経営に大きな打撃となっております。また、それ以前の平成二十四年の災害時には、西日本豪雨災害の影響で筑後川の水位が下がらず、何日も冠水状態が続いたことは記憶に新しいところであります。

このような浸水被害を目の当たりにし、私自身、今回の土地改良法改正の動きには大変期待をしておりましたが、防災・減災、国土強靱化に關しましては、農業水利施設の補強や再度災害防止のための復旧事業などの措置が盛り込まれているだけで、新たな排水対策に関する内容は見られませんでした。

私は、当地域のように内水氾濫が頻繁に起こる地域においては、今後の農業経営の安定はもとより、地域住民の暮らしを守る上でも、気候変動による雨の降り方の変化や浸水被害の実態を踏まえた新たな排水対策を講じていくことが必要ではないかと考えます。

知事もさきの土井議員の代表質問の答弁で、気候変動により、近年の北部九州の雨の降り方は二十年前、三十年前と全く異なり、これまでの延長ではない気候変動対応型の特別な考え方をしなければならぬと述べられております。

そこでお尋ねをいたしますが、全国的に流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組がなされている中、県では「プロジェクトIF」で内水対策に注力し取り組まれておりますけれども、神埼・吉野ヶ里南部地域における浸水被害をどのように受け止めているのか。また今後、当地域における排水対策をどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

四項目めは、城原川ダムの建設促進と県道三瀬神埼線の整備についてお尋ねをいたします。

城原川ダム事業につきましては、国と地元組織の間で協議が進められて、昨年一月には個別の用地補償に向けた損失補償基準協定書が締結され、つい先日の地元説明会では、今後、損失補償額が提示され、本格的な交渉に入るとの説明がなされたところであります。

ダム事業の建設予算は、着工が始まった平成三十年度以降、五億三千万円をスタートに、国の補正対策もあり、十億円を超える額が措置され、令和七年度は十二億八千八百万円となっております。また、今年度の予算において初めて用地補償費が計上され、生活再建に向けた用地補償の協議が進められているところであります。

水没地域の皆様は、長い間、ダム問題に翻弄され、大変苦勞されてきておりますけれども、地域の人口減少と高齢化が進む中、一日も早く安心した生活を送っていただくために、早期の生活再建につなげていくことが重要であります。

移転者の方々は、現在準備が進められております集団移転地へ移転をされる方、個人で移転をされる方など、移転の方法は様々だと思いますが、移転者間でタイムラグが生じることなく、水没予定地の皆さんが早急に移転して、早急に生活再建に取り組んでいただけるようにすることが大事だと思っております。

県は今議会に、城原川ダムの事業用地につきまして、国に代わって先行取得するための予算、国庫債務負担行為による用地先行取得制度として公共用地先行取得事業費、約三十九億円が提案をされております。この制度によりまして、約三十五万平方メートルの用地が確保されることとなり、地権者にタイムラグが発生しないよう取得されるものと期待をしております。

私も三十年ほど前に西九州自動車道の事業促進のため、事業用地の先行取得に関わったことがございますが、西九州自動車道の整備が進んだのは、今回同様、県が三年間で約二十二億円の資金を調達し、事業用地の先行取得を行ったおかげだと思っております。城原川ダム事業におきましても、水没予定地域の皆様の生活再建を早期に進めるため、今後も引き続き十分な予算をもって用地補償協議を進めていただきたいと思います。

集団移転地は、志波屋地区、平ヶ里地区の二地区が選定をされ、造成工事に着手されるなど移転に向けた準備が進められておりますが、移転を円滑に進めるためには、移転後のスムーズな生活再建を図るため、移転者と移転先住民とのコミュニケーションなど移転先にも丁寧な対応が必要だと思っております。

また、ダム事業に伴い、県道三瀬神埼線の付け替えが計画されてお

ますが、この道路は地域住民にとりまして神崎市外へ通じる大事な道路であり、これまで整備が進められてきておりますけれども、眼鏡橋から下流のダム計画地までは急カーブがあるなど通行しにくい区間として残っております。特に令和五年七月豪雨では路肩が崩壊するなど、現在も片側通行が続いており、住民の皆様は大変不便を強いられております。このため、三瀬神埼線の道路整備も同時に進めていく必要があると考えております。

そこで、以下について質問をいたします。

まず一点目は、水没地域住民の生活再建についてであります。

水没地域の皆様は、長い間ダムに翻弄される一方で、人口減少と高齢化が進んでおります。水没地域の皆様の生活再建については、タイムラグが生じることなく移転できるようにしていただきたいと思っております。知事は、さきの演告の中で、「お一人お一人に寄り添いながら支援してまいります。」と述べられております。水没地域住民の皆様の生活再建のための予算をしっかりと確保すべきと思っておりますけれども、知事の思いをお伺いいたします。

次に、移転受入先との協議についてお尋ねをいたします。

集団移転地に移転される水没地域の方々や移転先の新たな地域でスムーズに生活再建をするためには、一日も早い地域コミュニティーの確立が必要だと思っております。そのためには、移転者と移転先住民との事前の協議が必要であると思っておりますけれども、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

最後に、県道三瀬神埼線の整備についてであります。

県道三瀬神埼線につきましては、地元からの強い要望もあり、ダム事

業に伴う付け替え県道事業の完成と同時期に、ダム計画地から上流の眼鏡橋の区間の整備もをかなえられないかと思っております。

この三瀬神埼線の道路整備について、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

五項目め、最後の質問でございます。児童生徒の学力向上についてお尋ねをいたします。

一昨年の二〇二三年に公表されましたOECDによる生徒の学習到達度調査——PISAによりますと、二〇二二年に日本から参加した高校一年生の調査結果は、数学的リテラシーと科学的リテラシーの分野では加盟国中一位、また、読解力、いわゆるPISA型読解力でも加盟国中二位とそれぞれ前回より順位を上げ、好成績を収めたとの報道があったところでもあります。前回、二〇一八年の調査では読解力が参加国中十五位と、二〇一五年の八位、二〇一二年の四位から大きく転落したと報道されたことから、新聞ではデジタル活用が進まないことを低下の理由に挙げられておりましたことから、文部科学省では、学習指導要領の確実な実施により「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、言語能力、情報活用能力育成のための指導、また、一人一台のコンピュータ実現等のICT環境の整備と効果的な活用などに取り組むとされたところであります。しかし、国語教育に熱心な方々によりますと、読書離れと教養の低下が招いた結果にほかならないとの指摘がっております。

私は、児童生徒の学力向上に向けて何より土台となるのが国語力、読解力であると思っております。読解力を身につけることが他の全ての教科の学力向上に大きく寄与するものと考えております。

文部科学省の学習指導要領でも、児童生徒の学習の基盤となる言語能力の確実な育成に向けて、文章を正確に理解するために必要な語彙、情報の扱い方の着実な定着や各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図るとされており。今回のPISSAの読解力の調査結果は、前回を大きく挽回した結果であり、このことが直ちに国語教育の成績に反映するとは思っておりませんが、調査結果が前回の十五位から二位になったことは非常に喜ばしいことでもあります。

一方、本県の令和六年度の佐賀県小・中学校学習状況調査によりますと、小学校五年の国語、中学校二年の国語はいずれも目標値及び全参加者の平均正答率を下回っておりまして、誠に憂慮すべき結果となっております。国語力が劣ることは全ての教科の基礎につながることであり、何としても小中学生の国語教育に取り組んでもらいたいと思っております。

流通科学大学の作古貞義名誉教授によりますと、幕末に開国を迫ったペリーが、庶民の子供の読み書きができることに驚いたとの史実があるとのことであり、幕末に全国に一万五千以上の寺子屋があり、青年男子の識字率七〇ないし八〇％は世界一と言われ、当時のロンドン人口八十六万人の識字率二〇％、パリ五十四万人の識字率一〇％との記録があるとのこと、我が国が西洋列強の植民地にならなかったのは、町人たちが本屋で立ち読みしていたのを見た外国人が震撼したとの指摘をされており。また、そのことを指して、お茶の水女子大学の藤原正彦教授は読書こそ国防であるとも言われ、「一に国語、二に国語、三、四がなくて五に算数」と、国語教育の重要さをその著書の中で説かれております。読書こそが我が国の国柄であり、隠れた国力であったからであり、

明治維新後三十四年にして列強の仲間入りをしたこと、自然科学のノーベル賞を二十四も取っているのもこの真の国力があったからであると記されており。

そして、その国力を支えた読書、読書を支えた本屋が二十年前に比べ、今や半数以下になり、町の文化の拠点が失われたとあちこちで嘆いておられます。事ほどさように国語教育の重要さを指摘されることには枚挙にいとまがありません。

私の地元のある小学校では、校長先生の指導の下、国語力の基礎づくりのために読み聞かせを行ったり、全校児童がテーマ作文に取り組み、お互いの作品を読み合い、児童の意欲や文章を書く力を高めたりするなど、学力向上の素地となる力を育む大変すばらしい取組を行っているところもございます。そして、この学校では、学力向上で成果を出し、国語教育で使われる読解力を高めることで全ての教科につながるのではと考えております。この学校では、学習状況調査は目標を達成し、全参加者の平均正答率を上回る結果を出しているというところであります。一方、外に目を向けますと、町の本屋が減少しており、子供が本を手にする機会が少なくなったとか、町の文化の拠点が失われたとも言われております。幸いに佐賀市におきましては直木賞作家の今村翔吾さんが書店を新しく経営されましたが、全国では書店ゼロの市町村が二七・七％もあるとのことでもあります。

そこで質問ですけれども、教育長はこうした現在の書店の急激な減りようをどのように受け止められておられるのか。そして、学力向上に向けた国語教育の充実について、どのように取り組んでいくのかお伺いをして質問を終わります。(拍手)

◎議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午後零時三分 休憩

○ 開 議

◎副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

八谷克幸君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ八谷克幸議員の御質問にお答えします。

まず、財政運営についてです。

財政のプロであります八谷議員から多面的に御指摘、アドバイスをいただきます。

社会資本整備は、人や物の交流を促進し、佐賀のさらなる活力を生み出していくための基盤となるものでございます。広域幹線道路や暮らしに身近な道路の整備をはじめとして、県民が安全・安心に暮らせる強靱な県土の実現に向け、防災・減災対策、インフラの老朽化対策など計画的に実施していきたいと考えています。

また、佐賀県が未来へ飛躍していくためには、世界の趨勢や時代の変化を鳥瞰的に見据え、ハード、ソフト両面で戦略を練って、時期を逃さずに積極的に投資していきたいと考えています。そして、そうした投資を税源涵養へとつなげ、それがさらなる投資の財源としていきたいと考えています。

投資には、言うまでもなく、財源が必要です。事業の緊急性や優先度、費用対効果などを検証しつつ、国庫支出金や地方債をどのように活用するのかということを考えながら、計画的かつ効果的に進めていきたいと考えています。

例えば、SAGAアリーナもそうでしたが、これから県立大学関連拠点整備など今後続くプロジェクトでも、八谷議員がおっしゃるように、

できる限り有利な財源措置というものをうまく組み入れるべく検討を進めたいと考えています。

そして、議員や県民の皆さんと様々なお話をさせていただく中で、何とか実現できないものかと考えているものもございます。これからも財政状況や経済情勢などを踏まえ、多面的に検討を行いながら、何とか走り出す機会をうかがっていきたいと考えています。

今後とも、攻めと守りをしっかりと意識して、本県の発展や県民の安全・安心の確保と財政の健全性の両面から投資的経費を適正な規模で確保していく財政運営を行っていききたいと思います。

具体的な予算確保の状況については総務部長から補足させます。

続きまして、城原川ダムに関し、水没地域住民の生活再建についての考えをお答えします。

知事に就任して二カ月後の二〇一五年三月でありました、水没地域であります岩屋・政所地区を訪問し、そして、その後も機会あるごとに八谷議員にお世話になりながら、水没地域の住民の皆様とお会いしてまいりました。

水没地域の住民の皆様からは、ダムの計画から半世紀以上も経過した、元気なうちに早く安心した生活を送りたいといった切実な声を伺ってまいりました。既に半世紀以上御苦労されており、住民の皆様の思いを現できるように一刻も早く新たな土地への移転を実現させたいとの思いで、地元へ寄り添いながら全力を尽くしてまいりました。

私は、県として事業を進めていく上で、住民の皆様の切実な思いを自分ごととして捉え、考えていくこと、人が人思うことが何よりも大切だと実感しております。

県はこれまで、具体的な生活再建がイメージできるよう、先例ダムの視察や用地補償の流れをテーマとした勉強会を実施してまいりました。

昨年一月に国と城原川ダム建設対策協議会で損失補償基準協定書への調印が行われ、今年七月頃から具体的な用地補償協議が行われます。(一頁で訂正) 早期の生活再建が円滑に実現できますよう、県で用地の先行取得を行うために約三十九億円の予算を今議会に提案しております。令和七年度からそのために必要な体制も整えることとしており、水没予定地域の用地取得を県で進めてまいります。

ダム事業は、個別の用地補償協議が始まるなど一つ一つ段階を踏みながら着実に進捗しております。来年度は移転という大切な時期を迎えます。住民の皆様のかけがえのない大切な土地や家屋を御提供いただくことは、まさに苦渋の決断だと思えます。住民の皆様の御協力で事業を着実に進められていることに改めて感謝し、皆様の思いを大切にしていきたいと思えます。

城原川ダム事業について、いい形で国と協議、連携できていると思っております。今後とも、予算の確保をこれまで同様図っていききたいと考えています。

水没予定地域の皆様の不安な気持ちが少しでも解消し、早期の生活再建が円滑に進むよう、お一人お一人に寄り添いながら、事業に必要な予算の確保について全力で取り組んでまいります。

なお、先ほど具体的な用地補償の話ですけれども、今行われておりますので、これは今年じゃなくて昨年七月から続いております。訂正して御答弁申し上げます。

◎泉総務部長 登壇 Ⅱ私からは、投資的経費の予算確保に関し、知事の

答弁を補足させていただきます。

インフラや公共施設の整備や維持補修を含め、投資的経費について、一定程度、継続的に予算を確保できるよう財政運営を行うことは重要であると認識しております。また、その規模について、行財政運営計画二〇二三では、計画期間の令和五年度から八年度までの四年間で三千二百億円程度、年平均で八百億円程度を見込んでおります。このような形で先を見通しながら、大型事業を含め、効果的に必要な投資については、財政の健全性にも十分に留意しつつではありますが、そのときそのときの状況を踏まえながら柔軟に判断を行い、時期を逃さず実施していく方針としていきます。

また、投資的経費については、多くの財源が必要となります。効率的な事業の執行と将来負担の軽減のため、国庫支出金や交付税措置がなされる地方債を最大限活用するなど、あらゆる財政面からの工夫も必要と考えております。

八谷議員からお話のあった防災・減災対策の観点からは、議員の触れられた緊急浚渫推進事業債、これは元利償還金に対する交付税措置率が七〇%という非常に有利なもので、これについても、かねてより事業期間の延長について本県から政策提案を行ってりましたが、このたび、令和十一年度までの五年間の延長が決定しました。また、令和二年度から今年度まで、すなわち令和六年度までの五年間でも総額約六十九億円を予算化してきたところですが、新年度、令和七年度は一年間で約二十億円を予算化しているところであり、今後も適時適切に予算を確保していきたいと考えております。

このほかにも緊急度や優先度の観点から必要と判断した事業について

は、有利な財源を活用しながら、所要額を確保してきました。例えば、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し、内水監視カメラや浸水センサー、排水ポンプ車などの整備を進めてきたほか、道路ののり面対策や河川の護岸対策、また、公共施設等適正管理推進事業債を活用したインフラなどの長寿命化などを進めてまいりました。

今後も引き続き、社会経済情勢の変化や地方財政を取り巻く動向なども的確に把握するとともに、将来の財政負担への影響も十分念頭に置きながら、県や県経済のさらなる発展に向けた努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇 Ⅱ私からは、コスメティック構想の推進についてお答えします。

まず、コスメティック構想のこれまでの成果についてです。

県は二〇一三年から唐津市、玄海町と共にコスメティック構想を掲げ、ジャパン・コスメティックセンター―JCCを設立しました。産業集積や原料の供給地となることなど、様々な取組を行っております。

そして、約十年で着実に成果も上げております。コスメ関連企業の誘致を進め、約千人の雇用を創出しました。また、県内の化粧品生産額は、全国が微減となる中、倍増しております。JCCを通じた企業とのネットワークも百社を超え、日本では唯一、世界各国の産業クラスターによるネットワークの一員にもなっております。

原料供給地としての取組も進行中です。加唐島のツバキ油、唐津産の白いキクラゲ、「さがんルビー」などの県産素材を使った化粧品も多く生み出されております。最近では「THREE」という有名ブランドを

持つACRO株式会社が唐津市、玄海町の中山間地域で化粧品原料となるハーブ栽培を展開しています。

研究開発や人材育成では、佐賀大学に招聘した化粧品研究の第一人者、徳留嘉寛教授が化粧品科学講座を開設し、最新技術や県産素材の可能性を研究しております。

さらに、佐賀大学では、国公立大学初のコスメティックサイエンス学環を開設する予定です。コスメ産業の基盤づくりは着実に進んでいるものと考えております。

また、御質問のあった「佐賀県コスメギフト」プロジェクトは、新商品の登場や季節ごとの棚の入れ替えで余剰在庫となった商品を廃棄するなどせず、経済的な事情のある御家庭へ提供する取組です。一般社団法人「バンクフォースマイルズ」と協力し、全国で初めて県内全域での配布を実施しております。

包装作業は障害者就労支援施設に委託し、配布は「こども宅食」や社会福祉協議会、ひとり親支援団体を通じて約千世帯に行う予定です。基金も創設し、今後は寄附による持続可能な活動にしていきたいと考えております。

こうしたCSOなど志を持った多くの方々が現場で活躍する佐賀ならではの、そして、全国で唯一コスメの専門部署を持ち、コスメティック構想に取り組んでいる佐賀だからこそそのプロジェクトとして定着に向けて取り組んでいきます。

次に、佐賀県産素材の化粧品原料としての活用については、県産素材の活用はコスメティック構想の大きな柱の一つであり、これまで数多くの化粧品が生まれております。中山間地域の振興にもつながっております。

して、先ほど申し上げたACRO株式会社は、今後ハーブ栽培の耕作地をさらに拡大する予定です。

一方で、原料化の課題といたしましては、化粧品原料となるエキスは少量しか取れないので、使える部分が多い食用に比べ、取引単価が低くなりがちで、原料としての流通につながりにくくなっています。

このため、一つは摘果された青ミカン、白イチゴの葉、アスパラガス加工時の切り下部分など、食用としては使用されない部分を原料として活用できないかを検討しております。

また、来年度は佐賀大学におきまして、多様な県産素材の有効成分を高精度の分析機器により定量評価する予定です。その結果をPRして、化粧品原料としての付加価値を高めていくことを目指しております。

県産素材の原料化は、生産者だけではなく、コスメ企業にも関心の高い分野です。引き続きその活用に向けて取り組んでいきます。

次に、コスメ産業を支える人材の育成につきましては、佐賀大学がコスメティックサイエンス学環を設置することになったのは、産学官が連携してコスメティック構想に取り組んできたことが契機とのことでした。この構想に取り組み佐賀県に学環を設置することで、地域企業との連携が強化され、最新の研究成果を還元しながら地域と大学が一体となって化粧品産業の発展を推進し、地域経済の活性化につながると言われています。

県としても、県内でコスメ産業を支える人材を持続的に育成できる意義は大きいと考えております。また、研究開発部門も含めたコスメ企業の誘致につながることも期待しております。引き続き佐賀大学と連携しながら、大学と地元企業をつなげる取組を進めてまいります。

最後に、コスメティック構想の今後の展開についてですが、裾野の拡大を進めていきます。これまでの取組でコスメビジネスに関心のある方がまだまだ多数いることを実感しております。来年度はコスメ企業だけでなく、異業種や学生、生産者も含めて、コスメビジネスに熱意のある方が参加、交流できる機会をもっと創出します。そこに専門家も加わって、コスメと異業種のコラボなど、アイデアを新事業につながるチャレンジを後押ししていきます。

さらに、海外展開も推進します。そして、コスメ企業とのネットワーク拡大や企業誘致を進めるため、コスメの取組や成果、今後の展開などを国内外に情報発信していきます。

コスメの分野は今後もさらなる成長が期待でき、佐賀大学のコスメティックサイエンス学環開設も追い風となります。JCCや唐津市、玄海町、佐賀大学なども連携しながら、引き続き取組を推進していきます。

私からは以上です。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、神埼・吉野ヶ里南部地域における排水対策についてお答えいたします。

佐賀東部地域の平野部では、地域に降った雨は昭和五十年代から国や県が整備したクリークなどを通して河川へ排水されています。近年、気候変動に伴い、雨の降り方が、二十年前、三十年前とでは大きく変化しております。神埼・吉野ヶ里地域では樋門操作による自然排水に頼っており、大雨時に河川の水位が上昇すると十分な排水ができなくなり、内水氾濫による浸水被害が常態化、深刻化しているというふうに認識しております。

現在、県では、国や市町と連携して「プロジェクトIF」を進めており、平野部におきましては、農業者や土地改良区の協力の下、流域全体でクリークや水田を活用した治水対策に取り組んでおります。

一方で、近年、気候変動による水害リスクは高まっていることから、「プロジェクトIF」の取組については気候の変化に合わせローリング、アップデートしていくことが重要でございます。

神埼・吉野ヶ里南部地域は流域内に排水機場がなく、近年の雨に対して排水対策が十分とは言えない状況であることから、これまで取り組まれている田んぼダムやクリークの事前放流などのソフト対策だけでなく、気候変動に対応した新たなハード対策が必要だと考えております。

このようなことから、当地域における浸水被害の軽減を図るため、神埼市が調査主体でございますが、令和七年度に排水機場の整備に向けた調査、検討に着手するための予算を今議会に計上しております。

県といたしましても、関係機関との調整など積極的に関わりながら、地元自治体と一体となって神埼・吉野ヶ里南部地域の排水対策を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、城原川ダム建設事業の促進と県道三瀬神埼線の整備についてのうち二点お答えいたします。

まず、集団移転の受け入れ先との協議についてでございます。

城原川ダム事業は昨年七月頃から水没予定地域の住民の皆様へ、順次、用地補償の内容等の個別説明を実施するとともに、具体的な用地補償協議も行われているところでございます。

また、二カ所の集団移転地がございますが、この二カ所のうち志波屋

地区では昨年の十二月から工事が開始されております。もう一つの平ヶ里地区でございますが、これは国の経済対策において造成工事に必要な予算が確保されたところでございまして、工事契約手続が進みまして、落札者が決定しております。近日中に契約が締結される予定というふう聞いております。集団移転地の整備は着実に進んでいるというふうな受け止めております。

来年度、用地補償協議が本格化するというところで、新たな生活のスタートを切られる方も多く出てくることとなります。水没地域の住民の皆様は高齢の方が多く、移転地での生活に不安をお持ちの方もいらっしゃると思います。移転先地で安心して生活いただくために先例ダムの視察ですとか用地補償に関する勉強会など県としては取り組んできたところがございます。

また、移転先となる地区からは、集団移転で新たに地区に加わられる方々とはこれまで交流がないということで、移転に向けて交流を望む声もあるというふう聞いております。移転先の地区の方々のコミュニケーション、また顔の見える関係の構築というのも重要というふうな考えております。

集団移転地の工事も進んできておりますので、移転前の段階から水没予定地域の皆様と移転先地区の方々の良好な関係が構築できるように、例えば、コミュニケーションを図る場、交流の場を設けるなど、双方の意見も伺いながら、神崎市等と連携して取り組んでまいります。

次に、県道三瀬神埼線の整備の県の取組についてお答えいたします。

県道三瀬神埼線は佐賀市の三瀬村を通る国道二百六十三号の池田交差点を起点といたしまして、城原川ダムの事業地を経由して国道三十四号

の神崎市役所前交差点に至る脊振地区と神崎市の市街地をつなぐ道路で
ございます。

このうち、城原川ダム事業地付近の約四キロメートルにつきましては、
ダム建設に伴いまして、県道の付け替えが必要となります。令和四年度
にダム関連事業として新規事業化したところでございます。

ダムの付け替え部から上流側の神崎市脊振町の脊振交流センター、脊
振支所になりますが、この付近から城原川ダム事業地付近までの約二・
七キロメートル区間は、城原川と山地に挟まれた急峻な地形を通過して
いるということで、またカーブや幅員が狭小となっている区間もござい
ました。

そういうことで、これまで県では、集落に近い二車線が確保できてい
ない脊振交流センター付近から眼鏡橋までの約一・七キロメートル区間
につきまして、緊急性を勘案しながら、区間を分けて整備を進めてきた
ところでございまして、来年度、令和七年度に事業が完了する見込みで
ございます。

議員から御指摘のありました残りの区間になります眼鏡橋からダム事
業地までの約一キロ区間でございますが、二車線は確保されている状況
ではございますが、カーブなどで見通しが悪い区間もございます。また、
この一キロ区間におきまして、令和五年の七月の豪雨で路肩崩壊など三
カ所で災害が発生しております。現在、被災箇所早期復旧を目指し
て取り組んでいるところでございます。

この区間は、急峻で制約が多い地形となっております。抜本的な対
策につきましては慎重に検討する必要があります。また、これから付
け替え道路の整備も進んでいくことになりまして、この整備には一定の

期間も要するというところで、まずはこの整備にしっかりと取り組んでま
いりたいというふうに思っております。議員御指摘の区間につきまし
ては、交通状況の変化などを踏まえながら検討したいというふうに考え
ております。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、児童生徒の学力向上についてお答えを
いたします。

初めに、町の本屋さんが減少しているというお話がございました。私
も町の本屋さんが減少していることで気軽に本を手にとって選ぶ楽しさ
が遠のいているのは寂しく、少し残念な思いがしております。

一方で、議員からお話がありましたように、近頃、個性的な本屋さ
んですとか、こだわりのおすすめの本でファンを集めていらつしやっ
りとか、あとカフェとかコーヒーショップを併設してあったり、あと子
供向け専門の本屋さんで子供の居場所とか子育て応援をしてくれる場所
であったりとか、そういったたくさんの本との出会いの場、個性豊かな
形で地域が増えてきているなということも感じております。そのこと
はうれしいなというふうに思っております。

また、これは本屋さんではありませぬけれども、知事部局の取組で
「こころざしスポット」といって司書さんおすすめの児童図書が寄贈さ
れて、子供たちにとって身近なたくさんの方のコミュニティにおいて本に
親しむ環境というのが整えられていただいております。

子供たちには純粋に本に出会うことの楽しさ、自分がこれまで知らな
かった世界に触れるということ、知らなかった言葉や表現を知る、世の
中にはこんなすばらしい人がいるんだとか、憧れを持ったり、主人公の

姿に勇気をもたらったりとかというふうに世界が広がって、豊かになって、わくわくするような、そんな体験をいっぱいして行ってほしいなというふうに思っています。

そうやって本に親しむことで、子供たちにとって必要な知識や情報を得ることができずし、また文章や資料から情報を読み解く力というのも育まれます。子供たちの感性を磨き、表現力を鍛え、想像力を高めるということは、これからの時代を生きていく上で欠かせない大きな力になると考えています。

学校では、朝の読書タイムの時間を設けたり、本読み競争ですとかおすすめの本、しおりコンテスト、図書館クイズ、読書ビンゴなど、子供たちが本に親しむことができるような様々な工夫や仕掛けを行って、国語教育の充実につなげています。

もちろん国語教育の充実には国語の授業改善というのも大事でございます。例えば、議員がおっしゃっていただいている読解力に関して申し上げますと、小学校では児童が物語を読んで内容を理解して登場人物の人物像について自分の考えを表現したり、友達と互いに伝え合うといった活動ですとか、中学校では生徒が読んでおもしろいと思った本を持ち寄って、表現のよさ、内容のおもしろさをそれぞれ紹介し合ったり、どの本が一番読みたくなったかといったことを投票し合うといった活動を通して力を育んでおりまして、優れた活動については取組を広げて、授業改善については常に取り組んでいるところでございます。

こうした読解力をはじめとする基礎的な知識、技能というのは、教科横断的に学力の土台になるものがございます。県教育委員会では、そうした基礎的な知識、技能を習得するとともに、それらを活用して課題を

解決するための思考力、判断力、表現力、自ら学ぼうとする姿勢や態度などを含む総合的な力、学力につなげていきたいと考えております。

学力は、これからの時代を生きていく子供たちが夢や目標に向かって、自分のやりたいことを実現していくための礎となるものでございます。これからも子供たちが読書に親しむ環境やきっかけづくりを大事にしながら、市町教育委員会や学校現場と共に子供たちが確かな学力をつけていけるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎八谷克幸君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

まず、知事、財政運営でありますけれども、国スポ・全障スポも終わり、関連予算も減額されましたものの、今後の大型事業としては県立大学、佐賀空港の滑走路延長、城原川ダムと続いておりますので、まだまだ大型予算は続くと思えますけれども、知事がよもや忘れてはおられないと思えますけれども、二期目の選挙のときに知事が言われたのは一期目、一期四年の中で回ってみて、初めて住民の皆さんに身近なところに予算が必要なんだなということと言われたのを私は鮮明に覚えております。そういった道路が変われば地域が変わるとか、産業振興、観光振興はもちろんでございますけれども、河川に至っては防災・減災の面からということで、先ほど部長答弁のように、有利な財源を使って県内産業——私は産業連関表で生産誘発効果と申し上げました。やっぱり県内経済にとって、この一・六倍の公共事業の生産誘発効果というのは非常に大きいものがあるんだろうというふうに思います。

コロナ禍でやっぱり現在も措置はされておると思いますが、例えば、土木事務所に道路なり河川なりの要望に行ったときに、いや、予

算がない、予算がないということをあちこちでよく聞かれております。

そこで、知事への提案でございますけれども、実質収支が百億円前後になっております。その中で――その中でというか、住民に非常に身近な出先の所長に、一億円とまでもいかないまでも、そういった予算を持たせ、今現在も、例えば、道路予算とかなんとかというのはあると思いますけれども、やっぱりまだまだ不足しておると思いますので、令和七年度当初予算は編成は済んでおりますけれども、今後の予算編成の中で、もともと知事が身近なところに身近な予算が必要だということをおっしゃるので、ぜひともそういったところへの気配りがなされればと、しておりますので、ぜひともそういったところへの気配りがなされればということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、城原川ダムの用地の問題でございます。

これについては、今回、公共用地の先行取得事業費が予算化されて、本当に用地が進むと思えますけれども、先ほども申し上げました、やはり用地を提供される方にとってタイムラグが一番心配でございますので、そういった意味では来年度以降というか、来年度も引き続き県費の措置をされることをもう一回確認としてお聞きしたいと思えますので、回答をよろしくお願ひいたします。

それと、再質問の三つ目は、神埼・吉野ヶ里南部の排水対策の件でございます。

これまで国営三田川線の排水対策につきましましては、これまでも何度も要望してきていましたが、土地改良区など、いわゆる事業主体の問題から非常に困難な面がございまして、取りかかりができなかったわけでございます。今回の土地改良法の改正で、特に防災・減災、国土強靱化のためということでございますので、非常に期待をしておったわけですが、

れども、新設は対象外ということで非常に困難だということが分かりました。

今、部長の答弁にもあったように、知事の代表質問の答弁にもありましたように、やっぱり雨の降り方が二十年前、三十年前と全く違う。そういった気候変動型の特別な考え方を持つべきだということであれば、思い切った対策をすべきだというふうに思います。

今、排水機場のための調査費を計上したということでございますけれども、今後、この排水機場実現のためには河川管理者との協議などが必要だと思いますけれども、今後どのような姿勢で臨むのか、改めてまた部長にお尋ねをしたいと思います。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ八谷議員の再質問にお答えします。

投資を細かい身近なところについても目を向けるべきではないかというお尋ねがございました。

確かに私も、この投資というものを大きな目というか、大きなプロジェクトだけではなくて、生活に身近な道路だったり、防災事業だったり、そして維持管理も含めて、そういった細かいところまで目を向けていかなければいけないという意識であります。

今回、特に現場に近い事務所などに様々な声が届いているのではないかと、この声もありますので、改めてそうしたところに届いた声というものを踏まえて措置する仕組みについて再点検させていただきたいと考えております。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、排水機場の整備を実現するため、県はどのような姿勢で取り組むのかという質問に対してお答えしま

す。

令和七年度は神崎市が事業主体となり、排水機場整備に向けて調査検討がなされることとなっておりますが、神崎市には排水機場整備を経験された職員さんがおられないというふうに聞いております。このため、調査計画に関するコンサルタントとの打ち合わせですとか、河川管理者との協議の際には県の職員がアドバイザーするなど、技術的な支援を行ってまいりたいというふうに思っています。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、城原川ダムの用地補償に必要な予算の確保ということで、来年度以降もしっかりと確保するようにというお尋ねでございました。

城原川ダム事業の用地補償の予算につきましては、基本的に国のほうで補償額の算定とか、いろいろされておりまして、来年度の予算として提案しております約三十九億円につきましては、用地買収に必要な予算ということで国からお話があつて、予算額を計上させていただいております。

令和八年度以降に必要な用地補償費につきましては、また改めて国のほうから話があるかと思えます。そのときは県として、しっかりと国と協議し確保に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

◎桃崎祐介君（拍手） 登壇Ⅱ自由民主党の桃崎祐介でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、五つの項目について質問をいたします。

昨日は池田正恭議員の六十九回目の誕生日ということでありました。

私ごとではありますが、本日は私の四十九回目の誕生日でございます。

（拍手）

一言御報告をいたしまして、早速、最初の質問に入らせていただきます。

昨年、国民体育大会から国民スポーツ大会へと名称を変更され、初めての大会となります「SAGA2024」国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催され、会期前も含めた三十七競技に約一万八千人の選手が出場し、県内外から観客や選手など、約四十九万五千人もの国民が佐賀を訪れ、スポーツを「する」人のみでなく、「観る」、「支える」という三つの観点から、全ての関係者それぞれが主役となる新しい大会として、盛大に執り行われたところであります。

今回の「SAGA2024」では、県民をはじめ多くの方々に、サガティアとして共にすばらしい大会をつくり上げていただきました。このような「支える」という形でスポーツに関わる方々は、これからの佐賀のスポーツシーンを盛り上げていく上で、決して欠かすことのできない存在であります。

また、今回の大会におきまして、情報保障サポーターとして参加していただきましたサガティアの方々からは、障害者と関わり支援している中で、もっと自分たちのスキルを上げたいとの声も聞かれ、手話や要約筆記などの活動に関心を持っていただいたことは、「SAGA2024」がスポーツだけではなく、福祉も含め様々な分野において、ある意味、起爆剤となる大会であったと感じる次第であります。

このような声を形にするべく、今議会に情報保障サポーター育成事業

として、「SAGA2024」において情報保障サポーターとして活躍されたサガンディアの方々の今後の活動を支援する予算が提案されており、この事業が手話通訳や要約筆記に携わる人材の確保や裾野拡大につながることは、大変意義の深いことであると考えております。

手話通訳は、手話をコミュニケーション手段とされる聴覚障害者にとりまして、医療、教育、そのほか社会生活の様々な場面において、必要不可欠な存在であります。また、要約筆記も、手話を使うことが難しい中途失聴者や難聴者にとりまして、重要なコミュニケーションの手段であります。しかしながら、現在、県内の手話通訳や要約筆記に携わる方の数がいまだ不足しており、聴覚に障害のある方々が安心して地域で暮らしていくためには、支援者を増やしていくことが重要であります。

実を申しますと、私の娘も先天性の難聴であります。幸いながら、現在は日常生活にあまり支障のない状態ではありますが、やはり親として一抹の不安は拭えないものでございます。多くの県民が、障害のある方々のことを決して人ごとと捉えず、関心を持っていただくことがよりよい社会につながることでありと考える次第であります。

そこでお伺いをいたします。

県は、聴覚に障害のある方々への支援として、今回の情報保障サポーターの育成を通して、今後どのように取り組んでいかれるのか、井上健康福祉部長にお伺いをいたします。

二つ目の項目は、看護師の確保と県内定着についての質問であります。看護師の人手不足は、少子・高齢化社会を迎えた我が国におきまして、非常に重要な課題の一つであります。高齢者は何かしらの慢性疾患を抱えられている場合が多く、慢性疾患患者の増加に対応するため、年々看

護師の需要は高まってきております。また、近年では病院や介護施設だけではなく、在宅医療などの需要も高く、入院患者や訪問看護などに必要な看護師の数も不足している状態であります。

高齢者の人口は今後ますます増加することが予想されており、二〇四〇年頃には高齢者の人口がピークを迎えまして、医療、介護の複合ニーズのある高齢者の数は高止まりする一方で、生産年齢人口は急速に減少し、二〇六〇年には日本の総人口における六十五歳以上の割合が約四〇%を占めることとなり、今後、看護師の人材不足はさらに加速していくものと考えております。

このように、将来的な看護人材の不足が懸念されている中、佐賀県におきましても、看護師の確保や県内定着に対しまして、早急な取組が必要であると考えられます。

県内の看護師を確保していくためには、まずは県内の看護学校で学ぶ学生数を確保し、卒業後には県内へと就職していただくことが極めて重要であります。しかしながら、近年、看護学校におきましては、入学者数の確保が大変厳しい状態にあり、入学者数が定員数を下回る学校も多く、特に医師会立看護学校におきましては、現在、県下六校全ての学校で定員割れという状況であります。

医師会立看護学校の学生は、卒業後、県内の医療機関へと就職される割合が高く、各地域の医療体制の充実に大きく貢献されているため、医師会では、この看護学校の定員割れが地域医療の崩壊につながるのではないかと大変危惧しております。

また、最近では看護大学や看護学校全体におきまして、県内医療機関への就職率が徐々に低下している傾向にあり、さらには県内へと就職さ

れた看護師が、数年後には他県の医療機関から引き抜かれるというケースも散見されるところであります。

今後、県内の地域医療を守っていくためには、看護学生の確保に向けた後押しや県内への就職を促進する取組を行い、看護師の確保と定着を進めていくことが極めて重要であると考えられます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

初めに、看護学生の確保についてであります。

看護師を確保していくためには、まずは県内の看護学校における学生数を確保することが重要ですが、県として、現在どのように取り組んでおられるのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

次に、看護学生の県内就職率の向上についてであります。

県民に対して、安定的かつ持続的に医療を提供していくためには、県内で学ぶ看護学生にできるだけ多く県内へと就職していただくことが重要であります。看護学生の県内就職率の向上のため、県としてどのように取り組んでおられるのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、井上健康福祉部長にお伺いをいたします。

三つ目の項目は、玄海地区の漁業振興についての質問であります。

島国である我が国にとりまして、漁業というものは古くから重要な産業と位置づけられており、佐賀県におきましても、南の有明海、北の玄界灘と全く異なる様相を呈した二つの豊かな海の恩恵を享受いたしました。本県の水産業は発展を遂げてまいりました。

私の地元唐津市を含む玄海地区におきましては、対馬暖流の影響下にある壱岐水道の外洋性漁場や、東松浦半島や玄海諸島周辺の沿岸漁場、

唐津湾、仮屋湾などの内湾漁場があり、日本有数の好漁場となっております。まして、七つの離島やリアス式海岸が続く中に砂浜が点在するなど、多様な漁場を有している次第であります。

そのため、漁業の種類も、釣りやはえ縄をはじめ、小型底引き網、船引き網、五智網、定置網、海士漁など多種多様であり、地域を支える重要な産業の一つとなっております。呼子のイカをはじめとする玄界灘の新鮮な魚介類は、県内の観光業の振興にも大きく寄与しているところであります。

しかしながら、玄海地区の水産業を取り巻く環境は、ケンサキイカやアカウニ等の水産資源の減少や魚価の低迷、燃油の高騰をはじめとする漁業経費の大幅な増加により、漁家経営は大変厳しい状況となっております。これらの要因が漁業離れや後継者の減少につながり、その結果、離島や地域漁村の人口減少に拍車をかけているのが現状であります。島を守り、海を守り、地域を守っておられる漁業者のためにも、漁家経営の改善に向けまして、県としても取り組む必要があると考えます。

また、近年では気候変動に伴いまして、漁場の環境が大きく変わってきており、漁師の方々からも、クロマグロが増加する一方で、イカ類がますます減少している。ワカメやヒジキなどの海藻類が年々減ってきているなどといった声も多数お聞きし、とれる魚の種類の変化や藻場の減少など新たな課題も生じてまいっております。特にイカ類を好んで捕食するクロマグロの増加は、イカ釣り漁師の方々にとりまして大きな問題であり、また、定められた漁獲枠を超えて捕獲されたクロマグロにつきましては再放流しなければならぬため、漁業者にとっても大きな負担となっております。

そのような中、令和五年十二月、佐賀県議会におきまして、自民、公明、共産党の議員が提出者となり、「太平洋クロマグロ資源管理に係る対策の充実を求める意見書（案）」を可決し、国に対し、意見書を提出いたしました。

また、昨年二月には玄海漁協組合長や地元漁業者らと共に、自民党国会議員のお力もお借りいたしましたして、森健水産庁長官や当時の自民党水産総合調査会長でありました石破茂衆議院議員に対しまして、佐賀県の太平洋クロマグロの漁獲枠の拡大などを要望してまいったところであります。

これら意見書の提出や要望活動のいかいもありまして、佐賀県における二〇二五年度分太平洋クロマグロの漁獲枠は、大型クロマグロは六・五トンから二十・七トンと前年度対比約三・二倍、小型クロマグロも四・二トンから十九・一トンと前年度対比約四・五倍となる大幅な増枠を実現していただいた次第であります。また、県としても藻場の減少による磯焼けなどに対しまして、藻場の回復に向けての取組など精力的に行っておられることも承知いたしております。しかしながら、気候変動の影響によって大きく変化している漁場環境の中で、漁業者の方々が将来にわたり安心して漁業を営んでいくためには、これまでの取組に加えまして新たな取組も必要であると考えます。

そこで、このような現況の中、これまで県としてどのような形で漁業振興に取り組んでこられたのか。また、近年の気候変動を踏まえた上で、玄海地区の漁業振興に向け、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

四つ目の項目は、林業の振興についての質問であります。

佐賀県の森林面積は約十一万ヘクタールであり、県土の約四五％を占め、県内の貴重な緑資源となっております。この森林は木材等の生産のみならず、地球温暖化防止への貢献、県土の保全、山崩れ等の災害防止、水資源の涵養など多面的な機能を有しております。

また、人工林につきましては、人工林率六七％と全国一位ではありませんが、木材の輸入増加等を主因とした国産材価格の長期低迷などによりまして林業の生産活動が停滞し、森林の荒廃が大きな課題となっております。荒廃した森林は公益的な機能を発揮することができず、近年頻発化している大型台風や集中豪雨によりまして土砂災害などを引き起こす要因ともなっております。また、林業の衰退とともに、特に中山間地域などでは地域の活力も低下し、林業離れによる後継者不足、林業就業者の高齢化などによりまして、ますます森林の荒廃を進めるといふ悪循環につながっております。このような現状から県といたしましても、持続可能な林業の確立を実現するため、林業の振興は極めて重要であると考えます。

一方、県内の山々におきましては、戦後の拡大造林によって植林された杉やヒノキの人工林の多くが現在伐採の適齢期を迎えている状況であり、私も昨年、地元の森林組合に依頼をいたしまして、所有する森林の間伐を行ったところであります。これらの森林は私が生まれた頃に植林されたものでございますが、想像していた以上に間伐材の収入が多く、当時汗を流して木を植えてくれました両親や祖父母に改めて感謝した次第であります。

このように県内の人工林資源が充実している中、今後、計画的な主伐を行い、伐採後には着実な再造林を行っていく必要があります。私は、

この機会に「サガンスギ」への植え替えが進むことに期待をいたしております。県が五十六年もの歳月をかけて開発された「サガンスギ」は、従来の杉と比較して一・五倍の速さで成長し、植林から皆伐まで五十年かかっていたものが約三十年という期間で木材としての利用が可能であり、「サガンスギ」への植え替えにより、以前よりも収入サイクルの短縮が見込まれ、林業経営の改善につながるものと期待されます。

加えまして、従来の杉と比べ、木材の強度が高いという特性があり、さらには一般的な杉と比較しても花粉の量が半分以下という特徴がございます。杉全般に言えることではありませんが、通常、杉は樹齢二十年から三十年で開花し始め、三十年を超える頃になりますと急激に花粉の量を増やしてまいります。現在、山林で大量に花粉を発生させている収穫期を迎えた杉を計画的に伐採し、花粉の少ない「サガンスギ」に植え替えていくことで、春に飛散する花粉の量を大幅に減少させていくことも期待されるところであります。

このように成長が早く、木材の強度が高く、そして、花粉が少ないという三拍子そろった「サガンスギ」は、令和四年二月にデビューしまして、現在三年が経過しております。地元の森林組合では、「サガンスギ」の植林だけではなく苗木の生産にも取り組まれており、今後、「サガンスギ」の普及を推進していくことで山林から計画的な収入が見込まれ、森林所有者が安心して森林経営を続けられるようになり、佐賀県の林業振興につながっていくものと考えております。

そこで、「サガンスギ」の苗木生産や植え替えに係る県のこれまでの取組状況と、「サガンスギ」をさらに普及させていくための今後の取組につきまして、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

最後の項目は、若年層の薬物乱用防止対策についての質問であります。現在、全国的に若年層の大麻の乱用が社会問題となっております。令和五年、我が国の大麻事犯の検挙人員は六千四百八十二人であり、過去最多を大幅に更新いたしました。統計開始後、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯を上回り、まさに大麻乱用期の渦中とも言える状況となっております。そのうち三十歳未満の若年層が七割以上を占めており、その検挙人員は四千七百六十七人と、十年前の平成二十六年と比較して約六・五倍に増加したわけです。また、大麻事犯で検挙された乱用者が大麻を初めて使用した年齢、これは三十歳未満が九割近くを占めておりまして、その中でも二十歳未満は五二・五%と最も多く、二十歳未満での乱用拡大が危惧されているところであります。

このように若年層の間で大麻の乱用が蔓延している原因の一つといたしまして、SNSやインターネットなどで大麻には身体への悪影響がない、依存性がないなどといった大麻に関する間違った知識や情報が影響していると考えられます。また、ある調査によりますと、現役大学生へのアンケートの結果、日常生活で大麻を入手できるかという質問に対しまして、三六・一%の学生が入手可能と回答しており、SNSやインターネットの普及により大麻へのアクセスが比較的容易となっていることも大麻乱用の一因となっていると推察されます。

大麻はゲートウェイドラッグと言われており、大麻をきっかけとして覚醒剤などのより危険な違法薬物に手を染めたり、大麻の売買を通して暴力団との接点ができ、その活動に引き込まれたりする危険性もあり、若年層への大麻蔓延防止対策は喫緊の課題であると言えます。

このような状況の中、佐賀県におきましても先日、乾燥大麻およそ二

キロ、末端価格一千万円相当をタイから密輸入しようとしたとして、吉野ヶ里町に住むベトナム国籍の技能実習生二人が麻薬取締法違反の疑いで逮捕されております。県内の大麻の蔓延が危惧されているところであります。

また、昨年十二月には大麻取締法が改正され、「麻薬及び向精神薬取締法」により、大麻の施用につきましても取り締まりが可能になったと承知いたしております。

このような情勢の中、県内の大麻の現状と、若年層の薬物乱用防止に向けた県警察の取組につきまして福田県警察本部長にお伺いをいたします。

以上、執行部の誠意ある御答弁をお願いいたしまして質問を終わります。(拍手)

◎井上健康福祉部長 登壇 桃崎祐介議員の御質問にお答えいたします。私には大きく二項目御質問をいただきました。

まず、情報保障サポーターの育成についてでございます。

県では、手話言語の普及と聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心し、暮らせる聞こえの共生社会の実現に向けて取り組んでおります。

そうした中、聞こえの共生社会の実現には、一人でも多くの手話通訳者や要約筆記者を養成していく必要があります、手話や要約筆記に携わる方の裾野を広げていくことが大切であると考えております。

昨年開催されました「SAGA2024」では、総勢三千六百六十二名のサガンティアの皆様様々なシーンで大会を支えていただいております。サガンティアは大会と一緒に上げた大切な仲間です。そし

て、このうち五百六十一名に情報保障サポーターとして聴覚に障害のある選手や関係者を支える役割を担っていただきました。

情報保障サポーターとして活躍いただいた方々からは、スキルアップをして、もっといろんな形で聴覚に障害のある方と関わっていききたいなど、大変ありがたい声をいただいております。また、佐賀県聴覚障害者協会をはじめ、関係団体の方々からも、情報保障は必要であり、自分たちとしても共に取組を進めたいといった声もいただいております。

こうした皆さんの声も踏まえ、サガンティアとして活躍された情報保障サポーターの方々に、ぜひ今後も手話や要約筆記を広めていただく存在になっていただけるよう、来年度からは新たに情報保障サポーター育成事業に取り組むこととしております。

具体的には、県内の手話サークルや要約筆記の団体に全面的に協力いただきまして、手話通訳や要約筆記のスキルや習熟度に合わせた学習会を県内全域で開催することとしております。

さらに、一定の技術を身につけていただいた後、実践を通じた学びを得ていただくために、スポーツ大会や各種イベントなどに派遣される手話通訳者や要約筆記者と一緒に活動していただく、そういったことも考えております。

「SAGA2024」で生まれた多くの方々の思い、また、この機運を大切に、スポーツ大会をはじめ、様々な場面で情報保障サポーターが継続して活動されるよう応援してまいります。そして、こうした取組を通じて、聴覚に障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、手話通訳や要約筆記に携わる人材の確保と裾野の拡大に取り組んでまいります。

次に、看護師の確保と県内定着について二点私には御質問をいただきました。

県内の看護学校は、県内の医療を担う看護職員を養成する非常に重要な役割を担っていただいております。特に医師会立看護学校の卒業生は県内就職率も高く、佐賀県の医療に大きな貢献をいただいていると認識しております。

看護学生の確保について、それぞれの看護学校においては、オープンキャンパスの開催や高校訪問、SNSを活用した情報発信など、様々な工夫をしながら取組をされております。

県におきましては、県内看護学校に広く効果が及ぶような取組を行っておりまして、これまで例えば、高校生等を対象とした看護の仕事の魅力をPRするイベントの開催や県内の看護学校の情報発信などにより、看護の道に進む学生が増えるよう後押しをしてきたところでございます。

看護職を志望する人は、子供時代に看護師と何らか接した経験があることが多く、そうしたことを踏まえ、来年度からは新たに看護職を将来の選択肢としてもらえるように、高校進学前の小中学生を対象に看護の仕事体験事業を実施することとしております。

また、医師会立看護学校が学生の確保に苦慮されていることは医師会との会議においてもテーマの一つとなることも多く、私としても十分認識をしております。

医師会立看護学校は、医療機関等で働きながら学校に通う形態であります。進学が増え、売手市場の現在、働きながら学びたいと考える学生が少なくなってきたものと思われまます。こうした点につきましては、県医師会などにおいても問題意識を持たれております。医師会立看護学

校の今後の在り方について意見交換を行うこととしており、看護職員養成のよりよい形を検討していきたいと思っております。

次に、看護学生の県内就職の向上についてでございます。

これまで、県内看護学校の運営費の支援に当たりましては、県内の就職率の高い学校には割り増しをする仕組みを設け、看護学校が学生の県内就職を高める取組を後押ししてきました。また、看護学生の病院実習がきっかけとなり、実習を行った病院に就職するということもあることから、県内医療機関に対しては、できるだけ県内の看護学校からの実習を受け入れていただくようお願いもしてまいりました。

近年、一部の看護学校において、県内就職率が低下傾向にあることから、今年度は看護学生が県内で就職するためには何が必要かなどを探るため、看護学生や看護教員に対する調査を実施いたしました。

その中のヒアリング調査では、看護学生が就職先を選択する際には、就職先となる医療機関の雰囲気や人間関係を重視する傾向にあること、また、実習以外で看護学生が県内医療機関の情報に触れる機会が思いのほか少ないことなどが分かりました。

こうしたことを踏まえ来年度からは、看護学生の佐賀県への愛着や仲間意識の醸成、県内人材とのつながりを強化するため、県内看護学生と県内の医療機関で働く若手看護師との交流会の実施、県内で学ぶ看護学生が県内医療機関の情報に触れる機会を増やすため、県内医療機関に特化した合同就職説明会の開催、こういったことを行うこととしております。

また、先ほど申し上げました小中学生を対象とした看護の仕事体験事業も看護職を目指す県内人材を増やすことにつながるものと考えており

ます。

今後も、関係機関と連携しながら、県内で学ぶ看護学生を増やし、県内就職率を高めるため、また、定着を図るための取組を一層推進してまいります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

最初に、玄海地区の漁業振興についてお答えいたします。

玄海地区の漁業経営は、漁獲量の減少、燃油、資材価格の高騰に伴う操業コストの増加などにより厳しい状況にございます。

漁業経営を安定させるために、種苗放流や漁場環境の整備などによる水産資源の回復の取組に加え、国や大学などと連携してICT技術を活用した漁業のスマート化に取り組んでまいりました。

例えば、イカ釣り漁業では、水温や潮の流れなどの予測情報を漁業者に提供して、出漁の判断、漁場の選定を支援する海況予測システムを開発しました。このシステムを利用した漁業者の方からの評価として、釣れる時間帯の目安になり、操業時間と燃料の削減につながるですとか、しけが続き、操業場所の選定に必要な情報がない場合に役立つといった声をいただいております。

近年、気候変動の影響により、魚が多くとれる場所やとれる魚の種類が変化していることから、漁業者の安定経営のためには、これらに対応した新たな取組が必要でございます。

このため、来年度からイカ釣り漁業においては、遠い漁場でも鮮度を保持できる手法の確立や、イカ以外の魚種との複合経営に取り組むなど、

収益性の高い漁業経営への改善を図ることとしております。

また、定置網漁業においても、ブリなど多くとれるようになった魚種に対応した漁具の改良にも取り組むこととしております。

一方で、気候変動の影響により藻場の減少も進んでいることから、県では令和五年度から漁業者などと連携して、藻場を食い荒らすガンガゼなどの駆除にも取り組んでおり、駆除を実施した場所においては少しずつではございますが、藻場の回復が見られております。

今後は、藻場の持続的な利用に向けて、ガンガゼの駆除の取組を一層強化するとともに、資源が減少しているアカウニの種苗放流を引き続き実施してまいります。

今後とも、玄海地区の漁業振興を図るため、漁業者や漁協、市町などと一体になって取り組んでまいります。

次に二項目め、林業の振興についてお答えします。

県では、令和四年度から林業に適した地域の杉林を百年かけて「サガンスギ」へ植え替えることを目的として、「サガンスギの森林百年構想」を展開しております。

具体的には、苗木生産の大本となる穂木を生産する採穂園の整備、品質の良い苗木を効率よく育てるための苗木生産用ハウスの整備に対する支援など、苗木の生産拡大に取り組んでおります。これらの取組によりまして、「サガンスギ」の苗木生産量は令和四年度の約一万本から令和六年度には七万本と着実に増加をしております。

また、苗木の増産に伴い「サガンスギ」への植え替えも進んでおり、今年度末までに約二十六ヘクタールの植林が行われる見込みとなっております。

「サガンスギ」は、従来の杉に比べて成長が早いことから、最も過酷な夏の作業である下刈りの回数を削減できる、収穫時期がこれまでの五十年から三十年に短縮でき、収益の早期確保につながるといったメリットがございます。森林所有者にとっても十分な収益が見込めることから、植え替えをさらに進めてまいります。

今後は、これまで以上に苗木の供給を強化することとして、今年度、林業試験場に設置したサガンスギトレーニングセンターにおける技術支援により、苗木生産の育成を図ってまいります。

また、林業普及指導員によるチラシ配布や研修会の開催を通じて森林所有者や森林組合などに「サガンスギ」の優位性を理解していただくなど、「サガンスギ」への植え替えについてしっかりと取り組んでまいります。

今後とも、「サガンスギ」を核として市町や林業関係者と一体となって各種施策を前へ進め、本県の林業振興を図ってまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ県内の大麻の現状と若年層の薬物乱用防止に係る県警察の取組についてお答えします。

令和六年中の県内における薬物事犯の検挙人員は六十六人であり、このうち三十六人が大麻事犯であります。

大麻事犯については、他の薬物事犯と比べ、初犯や十代、二十代の若年層の占める割合が高く、これは全国的な傾向と一致しております。

県警察においては、このような情勢を踏まえ、供給の遮断と需要の根絶という両面からの取組を進めております。

供給の遮断については、関係機関と連携しつつ、徹底した取り締まり

を推進しており、議員御指摘のとおり、本年一月には長崎税関と共同し、県内のベトナム大麻密輸グループを摘発するなどしております。

また、サイバーパトロールによる情報収集を通じ、密売人の取り締まりやサイト管理者に対する違法・有害情報の削除要請を行うなどしております。

需要の根絶については、積極的な広報・啓発活動を展開しており、中でも大麻はインターネット上で、身体への悪影響が少ない、依存性が低いなどといった全く誤った情報が氾濫していることから、若年層の乱用防止のため、県内の中学校や高校等において薬物乱用防止教室を開催するなどの取組も進めております。

大麻をはじめとする薬物は、乱用者をむしばむのみならず、幻覚や妄想等により乱用者が凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあり、また密売は犯罪組織の資金源にもなることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題であります。

県警察としては、引き続きその乱用者や密輸・密売組織を厳しく取り締まるとともに、各種の広報・啓発活動を展開し、社会全体から薬物乱用を排除する機運の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

◎宮原真一君（拍手）登壇Ⅱ会派、自由民主党の宮原真一でございます。

今回、二項目の質問をさせていただきまますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まずは、投票環境の向上についてと銘打って質問をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、投票につきましましては主権者の権利の行使でござ

ございます。投票しないのは自由ではございません。これは権利の放棄であります。このこともしっかりと皆さん方に御理解いただきながら、せっかくの権利でございます。行使をしていただければと思うところでもあります。

選挙には関わらないほうがいいというような風潮も出てまいっております。この風潮も変えていかなければなりません。当然ながら投票率が上がる、上がらないは、やはり候補者の責任もあるかと思っております。ところでございます。

昨今ございました衆議院選挙、それから佐賀県知事選挙、佐賀県会議員選挙におきましては、戦後最低の投票率となっております。ところでございまして、また私もその候補者の一人でもございます。私の地元、県会議員選挙で四八・三九%でございました。私の至らなさを痛感するばかりでございます。やはり私も投票を訴えているわけでございますので、ここに至らなかつた点につきましては、できますれば、本当に地元の皆様へ深くおわびをしたところでございますし、また反省をしながら政治活動もしっかりとやっていかなければならないと思うところでございます。

そこで、今回、また改めて質問もさせていただくところでございますけれども、皆さん御承知のとおり、投票権には今までの歴史があるわけでございまして、最初は納税をされている方から投票権があるというようなことでございました。それから、男女の関係もございました。男性は二十五歳以上で十五円以上の納税がある方からまずは選挙権があったわけでございます。その後、十五円の納税がなくても投票ができる。しかしながら、まだ女性の投票権があっておりませんでした。女性活動

家の運動もありながら、そしてまた戦争もあって、GHQの配下になつたときに二十歳以上の男女に選挙権が与えられるようになったわけでございます。新たな世界が切り開かれたのではなからうかと思うところでございます。

その当時、本当に女性活動家の皆さん方は、女性への選挙権をいただきたいというような活動を必死にされたんだろうと思います。市川房枝さんという方も必死に活動されていたというような歴史もあるわけでございます。その方から見れば、本当に今の投票率を悲しんでおられるのではなからうかとも思うところでございます。

近々、私どももその選挙、それぞれ見る中において、また新たな選挙の形が出てきたわけでございます。ニュースにもなっているわけでございまして、この改正の時期に、選挙管理委員会ではそれぞれにお考えをしっかりと取っていただきながら、国に提言——提言というわけにはいかないかもしれませんが、要望していただきたいと思っております。ところでございます。

そこでまた、今の選挙で少し問題点、それから課題というところがあるかと思っておりますので、そこについて少し話をさせていただけたらと思うところでございます。

有権者の投票しやすい環境を整えることが必要かと思うわけでありますけれども、国においてルールを決められておりますけれども、あまりにしやすい形を取って、その中で新たな課題が出ていることも皆さん御承知のとおりであります。

投票所、まずはやはり投票所を多くつくるのが投票率のアップになるわけでありませうけれども、今、その投票所がなくなつてまいりました。

期日前投票があるから大丈夫だろうというお話もあっております。しかしながら、田舎ではやはりなかなか高齢者の皆さん方がその投票所まで行けないことも事実でありまして、私も実際、地元の方からも言われたことがあります。

これは方言で言いますけれども、申し訳ございません。「真ちゃん、私は真ちゃんばってんね、ごめんね、投票所遠かけんが投票は行かんもんね」というようなこともいただきました。「いや、おばちゃんありがとう。その気持ちだけで私はうれしかけんよかよと。せいけん、頑張つていくけんね」と。「うん、真ちゃん頑張つてね」というような会話もさせていただきました。でも、やはり投票には行かれなかったわけです。近隣の皆様方に「投票に行きたかけん連れていつてね」と言うこともできるんでしようけれども、なかなかその一言を言えないのも事実であります。まして、そういったことをまた受け止めながら、できるだけ皆様方が投票しやすい形をしっかりと取っていくことが必要でなからうかと思っております。

また、投票所をつくりますと、これはまた新たな課題が出てまいります。やっぱり立会人も多く必要になってまいるわけでありまして。期日前投票が全箇所ですとあると大変な予算もかかるわけでありまして、そこはそれぞれの単位の市町の中でお考えいただいて、投票日は投票日としてしっかりと多くのところで投票できること。そして、期日前投票は箇所数を減らすというようなことも必要ではなからうかと思っております。

そして、立会人の中ではまた新たなことがありまして、以前は多くの地域が行政区単位で、多分公民館等で投票がなされていたんだらうと思

います。しかしながら、現状ではそういったことにはなっておりません。立会人の方がおられますけれども、今、投票箱にしっかりと投票されているかどうかの確認はなされているんだらうと思えます。以前は名前を呼ばれて、ああ、あそこの三男坊か、あそこの次男坊が来たというような形で、しっかりとその名前を聞いて、その人が御本人さんが投票されている確認がなされていたんだらうと思えますけれども、今はその立会人の方がその判別をできるかといえばなかなか難しいんだらうと思えます。

そういった懸念もあるわけでございますので、やはり投票所にはがきを持つてきた人が、御本人さんが来られたかどうかの確認は私は必要だらうと思うわけでありまして。でも、三年前の選挙から、参議院選挙のときに、いや、今は手ぶらで投票所に行ってもらっても投票できますよというお話があつておりました。私はびっくりしました。そんなことができるのかと。前回の衆議院選挙でもそういうお話があつておりました。本当にたまたま行かれた方がいらつしやいました。そしたら、我が町では身元調査がされたそうであります。ああ、私の町はよかつたなと思えました。でも、ほかの町で、そしてまたほかの市でされていないところがあるなら、それはどうやってその本人さんを確認するのかと思つたところであります。

今、マイナンバー制度も進められている中、やはりその人がその人であるということをしつかりと認識して、公平公正、そして厳正なる選挙があるべきだらうと私は思うわけでありまして、その点もこれから選挙管理委員会の中で御議論いただきながら、国へお話をさせていただければと思つてございます。

それからまた、県内を見ますと、県内だけではありませんけれども、投票当日の締め切りの時間が多くは午後八時まででございますけれども、午後六時までのところもあるわけでございます。

同じ選挙区内、その市、町、村、県内は村はありませんけれども、それぞれの自治体の中の選挙であれば公平になるかもしれないけれども、ここにも不安材料がありまして、やはり国政選挙でありますと、全体からその時間が徹底されていたならともかく、なかなか徹底等は難しいんだらうと思います。うちでも午後六時までになっておりますけれども、国政選挙でも六時以降に投票所に来られる方たちもいっぱいいらっしゃるのが現実であります。これが、一票の格差も言われる中、せっかく投票に来られている方が、午後八時までに来たのにというような思いをされているんじゃないかならうかと思うわけでありまして。せっかくの権利行使される方にしっかりと投票していただくことは、私は必要だろうと思っております。地域をまたぐような選挙である場合は統一をしていただくかしなければならぬと思うわけでございます。そういったところも改めて県内の中で御議論いただけたらと思うわけでありまして。

私は、自治体の午後六時までの投票についてはいいことだなと思っております。これはなぜかといいますと、今は少し移り変わってはおりませんが、以前は市長選挙、首長選挙と議員選挙は同日でありました。開票しますと、首長のほうが先にある。町長さんなり村長さん、そして市長さんの首長さんたちの開票が最初にあつて、それから議員の開票がある。もう十二時を超えます。次の日まで待たないと、その議員さんたちの票の確定がなりません。多くの皆様方は本当に不安の中、そしてまた心配されながらその時間を費やされるわけでありまして、できます

れば、その自治体でやる選挙であるならば、市長選挙と議員選挙がある場合は、私は六時までで構わないのではなからうかと思うわけでありまして。そして、より早く開票結果を出していただくことが必要であろうとも私は思っているところでございます。こういった懸念もありますので、またそういったところも御議論いただけたらと思うところであります。

次に思うのが、先ほど言いました本人確認でありますけれども、今年度、議員派遣がございました。そのときに全国議長会の中で新しい投票の在り方というような話もあつておつたところであります。その中で、インターネット投票もするべきだろうというような話があつております。私はそれはなかなか難しいんだらうと思つております。難しいというよりも、できないのではなからうかと、してはいけないのではなからうかと思つております。それはなぜかといいますと、しやすい環境はつくれるかもしれませんが、しかしながら、本人さんが本当に投票しているかどうかの確認は取れないだらうと思つております。ですから、先ほど申し上げましたとおり、厳正なる選挙がなされなければならないと思つておりますので、そういったところもしっかりとお伝えいただきたいと思つております。

また、今は成人年齢も変わり、十八歳から選挙権も提供されるようになります。そのことによつて、今度の参議院選挙も同じ高校生の中で投票に行ける方と投票に行けない方もいらっしゃるわけでありまして。こは教育委員会の中でも少しお話もしていただきたいと思つておりますけれども、基本的に学年で、同年代教育をなされるわけでありまして。高校への進学率は九〇%を超えているんだらうと思つておりますので、そういった中で、平等性をうたいながら教育がなされている中において、そういったこと

がなされるというのは、なかなか説明しにくいというようなこともあるのではなからうかと。

全国議長会の中でも言わせていただきました。せっかくの純粹な、十八歳になったばかりの子が、一番最初投票するときに周りに相談したら、あなたは投票権があっても私には投票権がないから、私には関係ないことだから私には相談しないでくださいと言われたときに、その子はどう対応できるんですかと。じゃ、私も投票には行かないし、選挙のことは考えないようにしようというような、せっかくの一回目の、純粹な心を持ったその方が投票に最初に行かなかつたら、次からも多分行かない風潮になるんだろうと思います。そういったことをなくすためにも、私はこれは改正すべきだろうと思うわけであります。ここでは満で考えず、できれば昔でいう数えで考えるのか、それともその以降、十九歳からするのか、そういったことも改めて御議論いただけたらと思うところでもあります。

それからまた、国民投票が今ささやかれるようになりました。そして、日本を見てみますと、大阪では住民投票がなされたわけであります。ここでもルールが、私が違和感を思うところがありまして、私の考えを述べさせていただきますと、義務教育課程を経て、社会に出られるように教育をなされた方たちが、十五歳を超えて社会に出られる方たちがいっぱいいるわけであります。その方たちが、次の社会を変えるような憲法改正に対して投票権がないというのはどうなのかなと思うわけであります。人を選ぶ選挙権とは違います。自分たちの社会を決める、その国民投票であるならば、そして、住民投票であるならば、私は投票権を持たせてもよいのではなからうかと。ですから、年齢で切るのではなく、義

務教育を終えた方に対しては投票権を持たせてもいいのではなからうかと私は思うところでありますので、そういったところもしつかりと選挙管理委員会のほうで御議論いただければ幸いに思うところであります。

るる申し上げさせていただきました。そういったこともいろいろとこれから佐賀県の選挙管理委員会の中で御議論いただきながら、国のほうにお伝えいただければと思うところでございます。よりよい投票の在り方を私は願うものでありますし、多くの皆様方がそのことによつて政治に携わっていただく。政治は、生活を絶対つかさどっているわけであります。政治に関わっていない人は国民の中ではいらっしゃいません。ですから、そういった権利の行使をしつかりとしていただくような、その世の中にしていただくように心がけていただくようお願いをしておきたいと思ひます。

そしてまた、これまで投票率の向上についてもお伺いさせていただいておったところでありますので、これまでの取組、そして、これからの取組についてもお伺いをさせていただきます。その点について答弁を願うところでありますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

それから、二項目に移らせていただきたいと思います。佐賀県立高校についてお伺いをさせていただきますと思います。

県立高校の在り方、それから考え方について、これもまた、教育委員会の中で御議論いただくために話をさせていただきますところでもありますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

佐賀県の県立高校を見えますと、地域の人口減少に対応がなされて、平成三十年、それから、平成三十一年にかけて高校再編という形で近隣の高校と合併をし、高校の形を維持しながら、応急処置がなされたと私

は認識しているところでございます。しかしながら、現状を見てみますと、人口減が進んでいるのは事実であります。また改めて、代表質問の中でもあっておりました。高校再編について考えはないのかというような話もあっておったところでございますけれども、答弁では今のところ考えていないと。私は、再編かどうかは分かりません。再編でないところもお話をさせていただくところでありますので、しっかりと認識していただきながら、答弁を願うところであります。

佐賀県においては、人づくりが大切だと、産業の分野でも、そして、全体の分野でもお話をされているところでございます。そこを加味した中で、教育でも生き抜く力、そしてまた、骨太の人間をつくりたい、それから、人の痛みが分かる優しさを持った人になってもらいたいという願いの中、その育成が進められているところでございます。

県内の高校を見てみますと、一学年二百五十人の学校が二校であります。二百人以上のところが一校あります。しかしながら、これは名前を挙げますけれども、鳥栖工業と佐賀工業につきましてはほとんどクラス替えがありません。一年生から三年生まで同じクラス。付き合い方は、ずっとその四十人で付き合い合うのがほとんどだろうと思います。しかしながら、学校ですので、交流をしていたきながら多くの学びをしていたきたい。やはり人間の学びというものは、多くの人に接すること、そして、多くの出来事があつて、その経験値を生かしながら人が成長していくのだろうと思つていらっしゃると思います。その学びをしっかりとさせていただくことを私は願うものでありますので、できますれば、私は学校は大きいほうがいい。そしてまた、日頃から言わせていただいておりますけれども、クラス編制も大きいほうがいい。授業は少ない人数でも

いいかもしれませんけれども、やはりクラスや学校は大きいほうが私は学びが多いのではなからうかと思うところでございますので、人の成長に携わる皆様方においては、そういったこともしっかりと考えていただければと思うところであります。

また、私も今、文教厚生常任委員会の一員としておるわけでございますけれども、視察にも行かせていただきました。そして、鹿島高校にお伺いをさせていただきました。鹿島高校の現状をお伺いしたところであります。佐賀県においては、皆さん御承知のように「唯一無二の誇り高き学校づくり」というものが進められております。そして、唯一無二の誇り高き学校イコール誰もが行きたくなる学校とうたつて進められているわけでございますけれども、そのモデル的な、そして、象徴的にすばらしい活動をしていただいている鹿島高校が定員割れをしているということでございます。私はびつくりしました。すばらしい高校なのに定員割れするのかと。近隣どころか、どこからでも通える高校であろうと私は思うわけであります。

そしてまた、その地域の内情を聞いてみました。そして、鹿島市から佐賀市の高校に通っている方がいらつしやると。致遠館や佐賀西に行つてみると。あれだけ活動がすばらしいあの鹿島高校ではなく、致遠館や佐賀西高が魅力あふれる学校なんだなというような気がしました。私はもつと鹿島高校をPRしていただきながら、鹿島高校のよさをもつと引き出していただければ、鹿島高校はそんなことにはならないのではなからうかと。

また、しっかりとそのこともアンケートも取つていただきながら、致遠館、そして、佐賀西高校に行かれるその理由も聞いていただきたいと

私は思ったところでございます。

やはり行きやすい学校が多いわけがあります。これは最寄りの駅が近いところだろうと思うわけであります。太良高校、本当に駅のすぐそばであります。嬉野高校、それから武雄高校。私も、全部の最寄りの駅と高校の位置を把握しているわけではありませんので、全部が言えるかどうか分かりません。武雄高校、それから小城高校、私立ですけれども、佐賀学園もございます。めちやくちや近いところにあります。おかげさまで三養基高校もそうであります。あとは最寄りの駅から一キロ以内にはまあまああるんだろうと思っているとありますけれども、通学できないわけではないと思います。

今、言ったところについては、長崎本線を使えば結構通えるのではなからうかと思うわけでありますので、それぞれの高校がしっかりとPRしていただくことも私は必要だろうと思っているとあります。近隣からだけの生徒ではないんだろうと思います。また、自転車で行く人も電車で行く人のほうが早く着いたりもするわけでありますので、時間的な通学圏内というものもあるんだろうと思っておりますので、そういったところもそれぞれの学校でしっかりとやっていたらと思うところでもあります。

で、私がお伝えしたいのは、学校は大きいほうがいいというようなことも言っておりました。私、おかげさまで県立高校を卒業させていただきました。当時、私の学年は二百七十名でありました。今、私が卒業した高校に行きますと、一学年二百名になっております。四十五人から一クラスが四十人になって五クラスになっているところでありまして、私の頃より一学年七十人減って、若さあふれる、活気あふれる学校になっ

ているかといえ、そうでないような気がいたしました。

私もそれぞれの学校にお伺いもさせていただいております。私がお伺いさせていただく中で、佐賀北高校は私が見る中ではそれなりに活気あふれているという気がしました。先ほどお伝えしたかと思えますけれども、佐賀北高校は一学年二百八十人はいらつしやいます。やはり人数なんだろうと思います。それが成長につながり、そして、人の付き合いにつながり、そして、そこに活気あふれるんだろうと思えました。

できますれば、これから新たにどこかで学校をつくっていただき、一学年三百人、もしくは一学年五百人でも構いません、大きな学校をつくっていただきながら、しかしながら、そこに再編という形になると、またそれが違う形になるかもしれないけれども、そういった学校もつくっていただいても私は構わないのではなからうかと思ったところでございます。

それぞれ県内の高校を卒業された方もいらつしやるかもしれません。それぞれの学年で違うかもしれない。一学年十クラスあった学年もあからうかと思えます。十クラスになりますと、その当時、五十人か四十五人だったろうと思えますので、五百人、四百五十人だったろうと思うわけがあります。十クラス以上の学校もあったそうであります。大変にぎやかだったというお話も聞きました。

そういった考えも、改めてしっかりと持っていたいただきながら、学校の在り方について御議論いただければと思うところでもあります。

当然、学校それぞれの在り方、そして、存在というものはしっかりとあっていただきたいと思えます。太良高校、厳木高校、それぞれの特色、そして、特徴を持って学校が営まれているわけであります。また、改め

て唐津青翔高校もその一つであろうかと思えます。私は存在意義があると思えますし、しっかりとこれから伸びていっただけの高校だろうと思っておりますので、一つの提案として私は大きな学校もあっていいのではなからうか。それぞれの学校の在り方があっていいのではなからうか。だんだん縮小する学校ばかりであっていいのかというようなことも思っているわけがあります。そういったこともこれから教育委員会の方でお話ししていただきながら方針を出していただければと思うところでもありますので、そういった御議論をしていただくことを願いながら、そして、その答弁を願うものでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上二項目答弁願います。よろしくお願いたします。(拍手)

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ宮原真一議員の御質問にお答えをいたします。私からは、県立高校についてお答えをさせていただきます。

高校は、義務教育である小学校、中学校から続く教育機関でありまして、大学や短大などの高等教育機関や実社会へ出ていく際に必要となる社会性を育む役割、また、別の言い方をいたしますと、ほぼ全ての人が受ける初等、中等教育段階の最後の仕上げとも言うべき大事な役割になっているというふうに認識しております。

高校が学校としての活力や教育効果を高めていくためには、その規模にかかわらず、生徒が多様な価値観に触れ、また、刺激を受けながら学びに向かい、その能力や可能性を伸ばしていくことができる環境があるということ、これが大切だと考えております。

再編の議論を行っていた当時と異なりまして、今はそうした環境として、例えば、オンライン授業により、学校にいなから、学校外、国外と

もつながったり、地域や企業、行政との連携や学校間連携等を行ったりするなど、以前と比べて、この学びのフィールドやスタイルも変わってきているというふうに思います。

また、例を挙げますと、生徒の全国募集を行っている有田工業がございます。地域と協働して、全国から多くの生徒を受け入れる取組におきましても、県内外の生徒同士、育ってきた地域の環境ですとか、興味、関心というのがお互いに違うこともあって、コミュニケーション力も鍛えられますし、切磋琢磨しながら学び合うことで、新たな気づきですとか可能性というのが広がっているようで、互いにいい影響が出てきているように感じています。

先ほど議員がおっしゃった鹿島高校でも、国内外の様々な分野で活躍するたくさん卒業生がいらっしゃいます。卒業生が後輩のためならばと高校に駆けつけてくださって、毎年、キャリア塾というのを開催しています。シンポジウムやセミナー、相談会などで熱のこもった話に高校生たちは引きつけられておりまして、進路ですとか夢に向かって挑戦する後押しになっているというふうに思いますし、また、この地域課題について鹿島市と意見交換を行って解決策を探るなど、社会につながる学びを通して視野を広げることでもできていると思えます。

お話がありましたように、すばらしい取組をしておりますので、環境の分析はこれから行いますけれども、鹿島高校の魅力についてしっかりとアピールしていきたいというふうに思っております。

このように、有田工業とか鹿島高校だけでなく、高校では多様な価値観に触れて、他者と協働しながら学びや経験を深めていくということで、地域の課題が自分たちの課題であると、身近なものとして受け止めるで

すとか、人の役に立つことの喜びを感じたり、そういうことを通じて生徒が自分の価値を確かなものと認識することができるようになるんだらうと思います。社会の一員としての意識ですとか社会性も育まれていき、主権者教育のほうにもつながっていくのかなと思っています。地域とつながって学ぶということを今すぐ大事にしてきております。

教育委員会としては、このように生徒一人一人が輝けるように、それぞれの地域でそれぞれの学校の特徴や強みを生かした学校づくりに全力で取り組んでいるところです。

県立高校の在り方につきましては、これまでも社会や地域からどのようなことが求められているのか、また、学びたいという子供たちの声にどのように応えていくのか、地域において多様な学びの実現のためにどの地域にどの学科を配置するのかなど、全県的に見て考えてきたところ です。もちろんこの先の生徒減少の状況というのも踏まえながら、子供たちの学びにとってどんな姿が望ましいのか、様々な観点から引き続き議論し、考えてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎大川選挙管理委員長 登壇Ⅱ私のほうからは、投票環境の向上について御説明申し上げます。

まず、投票所数の確保についての御質問がございました。

公職選挙法では、投票所の設置は市町の選挙管理委員会が行うこととなっておりまして、県内の投票所数の推移を見ますと、令和元年の参議院議員通常選挙では三百十三カ所で、令和六年の衆議院議員総選挙では三百七カ所ということで、この五年で六カ所の減、市町別では四市町が若干の減少となっております。

投票所が減少した市町では、期日前投票の活用を呼びかけているほか、一部では巡回バスやタクシーなどを利用した投票所への移動支援や移動期日前投票所を設置するなど、投票機会の確保に努めており、県の選挙管理委員会といたしましては、こうした市町での取組に対して、県が管理執行する選挙におきまして必要な予算措置を行っているところでございます。

次に、投票終了時刻についてでございますが、公職選挙法では投票終了時刻は原則二十時とされておりますが、有権者の投票に支障を来さないとし町選挙管理委員会が判断すれば、終了時刻を繰り上げることができるとされております。

県選挙管理委員会といたしましては、市町選挙管理委員会に対しまして、投票終了時刻の繰り上げについて、投票機会の確保の観点から、十分な検討を行った上で慎重に判断するよう助言しているところでございます。

県内市町では、令和六年の衆議院議員総選挙におきまして十四市町で繰り上げが行われておりましたが、繰り上げを行う際には市町選挙管理委員会はホームページや広報物など、様々な方法で周知を行っており、有権者の方に混乱が生じないよう努めておりまして、ここ最近の選挙で大きなトラブル等は起こっていないと聞いています。

次に、投票所における本人確認の厳格化についてでございますが、公職選挙法では、有権者は投票所において選挙人名簿に登録されている本人であることの確認を経なければ投票することができないとされております。

本人確認につきましては、国の通知に基づき、投票所において、有権

者が投票所入場券を持参した場合には、その情報を選挙人名簿と照合することにより行っております。また、投票所入場券を持参しない場合には、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることや、氏名、住所等を確認することなどにより行っているところがございます。

今申し上げました現行の手続以上に本人確認を厳格化するということは、選挙制度の根幹に関わることでございまして、国において慎重に議論をしていただくべきものと考えております。

また、インターネット投票における本人確認の在り方につきましても、国で議論されているところであるため、その動向を注視してまいりたいと考えております。

それから最後に、投票率向上の取組についてでございますが、まずこれまででございますが、これまで県選挙管理委員会では市町選挙管理委員会と連携や情報共有を図りながら、ホームページ、ポスター、チラシ、選挙公報、ショッピングセンターでの街頭啓発などの様々な手法を用いて選挙啓発を行ってきたところでございます。

特に他の年齢層に比べ投票率が低い傾向にある若年層をターゲットにした啓発等に努めておりまして、具体的にはLINEやインスタグラム等のSNSを活用したPR、中学校、高校での選挙出前授業、小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターコンクールなどに取り組み、市町選挙管理委員会におきましても、大学やショッピングセンター内への期日前投票所設置などに取り組んでいるところでございます。

今後といたしましては、県選挙管理委員会といたしましては、これまでの取組をさらに充実強化するとともに、他県の取組事例を県内市町選

挙管理委員会と共有しながら、投票率向上に向けた取組を今後とも引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎宮原真一君 登壇Ⅱ再質問ですけれども、選挙管理委員長にお伺いさせていただかなければなりませんので、委員長さんお願いしますけれども、ルールに従ってやってまいります、それは当然のこと。今の現行のルールがこれでいいのですかと私は提案をさせていただいている。そのことを佐賀県選挙管理委員会のほうで御議論いただきたいということをお願いしたわけでありまして、で、それをするかしないか。

また、住民投票についてもお話をさせていただきました。現行、今のところやっておりますので、これでルール上は問題ありませんので、それで結構だということを私はお伺いしたわけではありません。これから御議論をお願いして、そこについてどうお考えでしょうかということもお願ひしたわけでありまして。ルールは変えていったほうがよいのではなからうかと。だからこそ、こういった不備な点があるかと思っておりますので、そういった点をまた改めていただきたい。今度改正があるように聞いております。その都度その都度改正がなされるんだろうと思っておりますので、そのときに参考になるようなことを、やはりしっかりと国に要望をしていただけないでしょうかとお願ひしたわけでありまして。

先ほど、それぞれの選挙管理委員会にお伺いすると、不備はなかったと。一向に住民の方たちには問題なかと。私はそういったことがあっていますよとお伝えしたところでもあります。中学生に、中学生の野球部でもいいですけれども、「ピッチャー、今日一日二百球投げとけよ」と、「分かりました」と言いながら、二百球投げられない時間で「二百球投

げたか」と、「はい、しっかりと二百球投げました、完璧です」とか言われたのをそのまま聞いてもいけないんじゃないかなと思うような感じもしました。しっかりとした報告をなされているんだろうと思いますけれども、本当かどうか、また確認も取っていただけるようなこともしていただけたらなと改めて思ったところでもあります。

再度お伺いをさせていただきます。

先ほどこういった課題点があるかと思えます。そういったところも改めて――改めてというか、議論していただけるのか、していただけないのか。また、国に考えを持って要望していただけるのか、いただけないのかというところでお答えをいただけたらと思います。よろしく願います。

◎大川選挙管理委員長 登壇Ⅱ宮原議員さん、いろいろ考えておられるということ、本当に頭が下がる思いでございます。

今、再質問ございました件についてでございますが、選挙制度につきましては、今回御質問いただきました件に限らず、県の選挙管理委員会としては、幅広く議論して、その中で改善すべき点があれば、それを、順番としては、都道府県選挙管理委員会連合会というのがございまして、その九州支会、そこでまず議論しまして、その後、全国の連合会のほうに上げて、それで最終的に取り上げられると国に要望をするという手順になってございますが、そういった連合会での議論を通じて、先ほど申し上げましたように改善すべき点があれば国への要望を行うということも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「よろしく願います。改善すべき点がありますのでよろしく願います」と宮原真一君呼ぶ）

◎副議長（西久保弘克君） 暫時休憩します。
午後三時三十二分 休憩

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎古川裕紀君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。大変お疲れさまです。

三日間の一般質問、いよいよ最後の登壇者となりました。自由民主党の古川裕紀です。

前回の定例会での一般質問では、初めて初日のトップバッターを務めさせていただき、今議会では初めての最終日の大トリを務めさせていただくこととなりました。何事も経験ですね。初日のトップバッターだとはよ進めというようなプレッシャーがありますけど、最終日の大トリとなるとまた違ったプレッシャーを感じているところです。

それでは、張り切って質問に入らせていただきたいと思います。はやまやまなんですけれども、質問に入る前に一言。

本日は令和七年二月二十八日です。二月二十八日、何があった日かと思しきと、明治七年二月二十八日、佐賀戦争が決した日です。鳥栖方面から進軍してくる官軍に対し、江藤新平率いる征韓軍が現吉野ヶ里町の田手地区で対決したのが二月二十三日、その田手の戦いで敗れた征韓軍は解散し、神埼宿、新宿と通って境原宿へ敗走します。境原宿において、現神崎市千代田町原の町に鎮座する若宮神社に陣を張る島義勇率いる憂国軍と共に、姉地区から西へ進軍してくる官軍本体と蓮池方面から北へ進軍してくる官軍左翼との挟み撃ちに遭いながら、佐賀戦争最後で最大の戦いと言われる激戦にも奮闘むなしく敗れてしまいます。それが二月二十七日の夜中です。そして、その後、佐賀城に官軍が入ったのが百五十一年前の今日、二月二十八日だったのです。多分ちょうど今、こ

の時間ぐらいだと思います。

私の地元において、そのような大きな戦いがあったわけですが、当時を記す資料はほとんど残っておらず、ただ、川岸に多くの兵隊さんの遺体がごろごろと並んでいたとか、二十八日夕方になって戦争終結を知り、みんな安堵してこの日、夜初めて熟睡したというような、当時の激戦ぶりや動揺ぶりを忍ばせる言い伝えが住民の間に残っているのみです。

ちなみに当時、宿場町としてにぎわっていた原の町は、この戦火にて全て消失したわけですが、その後、いざ復興という時期にちょうど明治期の鉄道開業と重なってしまいます。結果、人や物の行き来は街道筋から鉄道に取って代わられ、以前のようになにぎわいを取り戻すことはなかったとのことです。戦の様相ばかりでなく、時代の移り変わりを感じ取ることができると言えます。

今回、当初予算にて佐賀復権推進事業費が計上され、佐賀戦争の真相などに係る深掘り研究という内容がありましたので、この辺りの出来事を示すような資料の新発見など研究成果を心から期待しながら質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従いまして、四項目について質問させていただきます。

まず、大きな項目の一つ目は県立大学についてです。

県立大学設置については、これまで県議会で様々な議論がなされてきました。令和五年十一月議会では、県立大学設置について、慎重、賛成の両方の立場から様々な議論が行われ、再議を経て、最終的には県立大学設置について調査検討を進めていくための具体化プログラムに係る予算が可決されました。

この予算審議における主な意見は、県立大学設置に慎重な立場としては、データ、情報が足りず、もっと慎重な議論が必要だから立ち止まるべきというものであり、対して賛成の立場としては、議論するための材料を集めるためにも予算化を認めるべきというものでした。ただし、慎重派にしても賛成派にしても、県立大学設置の是非についてはさらなる議論が必要という考えは共通したものであったと記憶しております。

予算を可決する際に添えられた附帯決議には、「これをもって最終的な大学設置を認めるものではないこと。」と明記されておりますし、知事御自身も「予算を議決いただくことが県立大学に対する議会からの包括的な承認を受けることになるとは思っておりません。」と議会答弁されておりました。

しかし、そうして具体化プログラムの予算化後、専門家チームと共に検討が進められてはいるものの、実際のところ、県議会において、県立大学の設置について具体的な議論を進めようにも現状ではまだ難しいと感じております。私のこの違和感について、言語化することがなかなか難しくてもやもやするところなのですが、例えば、今月、「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」が公表されました。しかし、まだ理念的な要素が強く、現段階において、県立大学の実現可能性について議論を深めるだけの材料がそろっていないという印象は拭えません。一般質問初日の答弁の中においても、知事は議論が広がっているとおっしゃいました。

構想というものは、まず、アイデアをどんどん出しながら目いっぱい膨れ上がらせていって、ある程度大きくなったところから、今度は具体的な着地点に向かってしばませていかなければならないと思うんです。

理想を追い求め、アイデアを出し合うことはとても大切な作業なんです。が、承認、非承認を審議するフェーズにおいては、実現可能性をしっかりと見据えながら、その有用性を議論しなければならないと思います。ですから、せめてこの県立大学の構想が、膨張から折り返してシュリンクしていく節目まで進まないことには議論のしようがないと私は思うんです。先ほどの知事の言葉で言う議論が広がっている状況とすれば、たとえ議会側から何か指摘したとしても、今後検討していきますとか、それも考えておりますなどといった答えが返ってくるのが容易に予想され、具体的な検討のためのかみ合った議論をすることが期待できません。

若者流出防止の視点での議論は様々出ておりますので、横に置いたとして、県立大学では、県内でニーズが高いと思われる、例えば、薬剤師であったり、獣医であったり、半導体関連等の人材を育成したほうがよいのではないかと質問をしたとしても、設置後に検討していくといった趣旨の答弁になるのかなと想像します。実際に開学四年は設置認可に縛られるが、その後は様々検討したいというような言いぶりが今議会内でも聞かれます。行く行くは学部を増やす、県内全域にキャンパスを散りばめる。言うはやすしいといいますか、果たして実現可能なのでしょうか。反対意見が出にくい状況をつくりたいだけなのでと正直勘ぐりたくもなりません。

例えば、経営や情報を学んだ学生が具体的に県内のどのような分野で活躍すると見込まれるのかと質問しても、あらゆる幅広い分野で活躍できる人材を育てるといった答弁になろうと思います。「チェンジ・メーカー」と言われてもぴんときません。もちろん潰しが利く学部を目指すつもりはないんでしょうが、そのように聞こえる節があります。潰しが

利く学部よりエッジの利いた学部でなければという思いが湧いてきます。理文融合と言われても、融合させるほど全教科満遍なく勉強している学生がどのぐらい集まってくれるのでしょうか。現実には、入学後に理文融合のスタートラインに立つまで基礎学力をつける、そのために一、二年費やすというようなことが起こる可能性もあります。

そういったふうで上げれば切りがないのですが、現時点では議論しようにも質問しているほうがこうやったほうがよくないですかと具申やら進言やらしているのか、正直分からなくなってしまいます。一緒にアイデアを出す、膨らませていくという作業は私も非常に楽しいんです。ただ、それと承認、非承認というものはやはり別物なんだろうと感じています。

しかし、このように設置の是非についての議論がかみ合わない中にもあっても、校舎の設計業務や佐賀総合庁舎に入居する現地機関等の移転といった県立大学の設置に向けた取組だけはノンストップで進められております。

県立大学を設置するかどうかという根本ともいえる部分が決まっていない中で、なし崩し的に準備だけ着々と進められている現在の状況に対して私は強い違和感を感じるわけです。

昨日の一般質問ではありませんけれども、新幹線については議論は続けるが、国が示す環境アセスには全力で拒否の姿勢を示されます。アセスの費用は国が持っています。事業は佐賀がうんと言わない限りは一ミリも進まないと言面にて約束を交わされているにもかかわらずです、なぜか。それは外堀が埋まるのを嫌ってのことだと思います。

しかし、御自身はあえてここは、いや、ここはあえてと言うべきか、

県立大学に関しては外堀をどんどん埋めたがっておられるように感じています。知事の言葉で言う安易に踏み出すと取り返しがつかないよと、かえって教えていただいているような錯覚さえ覚えています。

この強烈な違和感を解消するため、県立大学設置についてはやはり議会の包括的な承認を得る必要があると私は思うのです。それまではハード整備は控えるべきと思っております。

さて、令和六年六月議会の私の一般質問に対して、必要な予算をその都度提出するので、その都度審議していただきたいとの答弁をいただきましたが、設置の是非についての議会の包括的な承認はもはや不要と考えておられるのでしょうか。不要と考えておられるのであれば、その根拠は何なのでしょう、お聞かせください。

もしくは包括的な承認を得る必要があると考えておられるのであれば、どのような形で承認を得ようと考えておられるのか。もしくは何をもつて議会の包括的な承認が得られたと判断されるのか、知事にお伺いいたします。

続きまして、大きな項目の二つ目、イチゴの生産振興についてです。

たまたまといいますか、先ほど会派室のほうで差し入れてイチゴがありましたので、おいしくいただきました。どなたからという名前を出すのはまずいのかなとも思いますけど、後ろから見守っていただいている方がありがとうございます。おいしいイチゴでございました。

さて、イチゴの生産振興についてです。

県では、収益性の高い園芸農業を実現するため、「さが園芸888運動」に取り組みしております。その中でもイチゴは多くの農家が経営の柱とする本県の施設園芸の主力品目であり、今後、本県農業の持続的な

発展を図っていくためにはその振興は極めて重要であると考えておりません。

さて、本県のイチゴは昭和四十年代にパイプハウスが導入され本格的に栽培が始まりました。JAグループの数値によれば、ピーク時の平成二年には県下で千八百人を超える農家さんがイチゴを栽培しておられたと聞いております。

なお、私の地元である神埼地区は古くからイチゴ栽培が始められ、県内のイチゴ産地を牽引してきました。そして、高齢化などにより、農家や栽培面積が減少傾向にある中であっても、パック詰め作業を軽減するためのパッケージセンターを県内でいち早く整備するなど、最近においてもイチゴの振興に力を入れておられる地域であり、さらに直近では、優れた技術を持つ農家がトレーナーとなり研修を行うミニトレーニングファームを整備するなど、新たな担い手の確保に生産部会が一体となって取り組まれております。

そのような中、先日、近隣のイチゴ農家の話を伺った際、現在栽培している「いちごさん」が夏場の高温により苗の花芽分化、つまり、花の芽が出てくるのが遅れたため、定植後の生育や出荷時期も遅れ、イチゴにとって最大の需要期とも言える十二月のクリスマスシーズンに間に合わすことができず、ほとんど出荷できなくて収益が上がらないなどの影響が出たとがっくりと肩を落とされておりました。地元イチゴ農家の中でも実力者として知られる方がそのようななだれている姿に驚きすら覚えました。

また、別の農家さんと話した際には、その農家さんは「いちごさん」だけでなく、「いちごさん」がデビューする前の主力品種であった「さ

がほのか」を現在も一部栽培されており、「さがほのか」のほうは比較的高温の影響が少なくて年内のうちにもある程度収穫ができたことでした。

七年の歳月をかけて全国的な品種間競争に打ち勝つために県が開発した「いちごさん」は、収穫量アップ、売り単価アップの品種ということで、現在、県内の九割以上の栽培面積を占めるようになっております。確かに県のブランド戦略の効果もあり、名前も売れて、お菓子メーカーとのコラボ商品を目にする機会も格段に増えており、もくろみどおりに収穫できれば、間違いなく収益につながるすばらしい品種であることは疑いようありません。

しかし、連続する高温障害にうなだれる生産者を見るにつけ、私はさらなる高みを探るべきと思います。この主力品種である「いちごさん」で見られる夏場の高温による生育の遅れへの対応については、イチゴの栽培サイクルや「いちごさん」開発にかかった月日を考えれば、改善を試みるにも時間がかかることは容易に想像できますし、できるだけそういった対応を急ぐ必要があると考えます。

また、今後も猛暑が続くことが考えられるわけですが、リスクを分散させるといふ観点からは、「いちごさん」という単品種だけを栽培するだけでなく、各農家さんがそれ以外の品種の栽培も組み合わせる経営を行っていくということも考える必要があるのではないかと思うところであります。

県では、今後、猛暑への対応などイチゴの生産振興にどのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

続きまして、大きな項目の三つ目、県道三瀬神埼線の整備についてで

す。

本日、八谷議員のほうからも質問があつておりましたけれども、私のほうはその手前につながる既存の道路の部分の議論でございます。

県道三瀬神埼線は、神埼市内を縦断し、市中心部と脊振地区を結び、国道二百六十三号、佐賀市三瀬村へ至る重要な路線であります。沿線には市役所や駅、小中学校などが建ち並ぶことから、この路線を利用する歩行者や自転車は比較的多いといえます。

県では、これまでに歩道の整備を進められており、国道三十四号から県道佐賀川久保鳥栖線と交差する飯町交差点付近までの間については、おかげさまでおおむね歩道を整備していただいております。しかし、飯町交差点から以北の長崎自動車道の高架付近までの区間については、人家が連なっているにもかかわらず、交差点の一部を除き、歩道が整備されておらず、車道も狭いという状況が改善されていないため、近くの仁比山小学校へ通う児童はそこを通らず、県道を遠回りに迂回して登下校しておりますし、周辺にお住まいのお年寄りが手押し車を押しながら、やむを得ず狭い路肩部を利用されている光景を通りざまに目にして冷や冷やすることもあります。

今後、城原川ダムの建設工事が本格的に始まれば、工事関係車両の往来等により交通量が増加し、あの狭いところに大型ダンプが往来するような場面を想像しますと、歩行者の危険性が増すのではないかと。あの手押し車のおばあちゃんや、自転車を押して歩いていたおじいちゃんは大丈夫なのだろうかと非常に懸念をしております。

地元からは歩道の整備を望む声が以前から上がっており、私自身も拡幅を含め、早急なる歩道整備が必要と考えております。このことに関し

ては、ちょうど五年前の二月議会の委員会質問において質問をさせていただきました。あれからはや五年がたつわけですが、もう待ったなしの時期と言っても過言ではありません。

この飯町交差点から長崎自動車道の高架付近までの区間の整備について、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長に伺います。

最後の項目、子供を守る取組についてです。

次世代を担う子供一人一人が、心身に有害な影響を受けることなく、健やかに成長することができるとする社会をつくり上げていくことは、社会全体で共有すべき課題であります。佐賀の子供といえますか、世界中の子供たちが笑顔いっぱい真つすぐ伸び伸びと育ってくれることを心から願っております。

さて、国においては、一つ、子供に対する加害の防止、一つ、相談・被害申告をしやすくする取組、一つ、被害者支援、一つ、治療・更生の四つの視点から子供を守る取組を推進していくこととされ、令和六年六月には学校や児童福祉施設の設置者に対して必要な措置を義務づける「こども性暴力防止法」が成立しました。しかしながら、今でも子供たちが被害に遭う痛ましい報道を見聞きすることが本当に多くあり、加害を防止して子供を守る取組をもっと真剣に、そしてもっと早急に講じるべきだと心から思っております。

こんなことがありました。ある日、県内の児童福祉サービス事業所を経営されている方からお電話をいただきました。聞けば、うちの事業所は子供に関わる仕事なのだから、職員を採用するに当たっては、児童性暴力に係る経歴を確認した上で判断したいんだと。でも、その情報を取

る手段、取れるところがないとのことでした。

詳しく伺うと、以前、教員免許を持った方が面接に来られたとのことでした。この人材不足の御時世にあつて、こんな願ったりかなったりの方に来ていただくなんてことがあるのだろうかと思ひ、その方に志望動機を聞いてみると、親の介護の関係で、よそで子供たちに教えていたが、こちらに帰ってきたと、そういう言い方だったようです。そんな親孝行の方ならばと採用したものの、実はその人には過去があつたと。詳しくは述べられません、つまりそういうことでした。ちょうど教職員の不祥事に関するニュースを見ながら、ふと思つたからということで電話をしてこられました。

確かに児童福祉施設において採用した職員が不祥事を起こすということとは、事業所が潰れてしまうほどの運営上の大きな損害をもたらしかねないわけであり、そもそも施設の利用者である子供たちが被害を受けるようなことがあつてはなりません。このいただいたお電話のような切実な声には本当に考えさせられた次第です。

誤解があつてはいけませんので、付け加えます。罪を犯したとはいへ、お務めを終えられた方々の社会復帰は大切なことです。くだんの私に電話してこられた経営者の方も、分かつて雇うのと分らないで雇うのとの違いが問題なんだと。分かつて雇う分には対処のしようもあるからいいんだと、そういうこともおっしゃられておりました。一方では、こういった視点も絶対に忘れてはいけないのだと思います。

令和八年度からは、学校設置者や保育事業者など、子供に関わる職場において職員の性犯罪歴を確認する仕組み、いわゆる日本版DBSが導入される予定とは聞いておりますが、時期だけ見てもほぼ二年先の話で

あり、今からでもできることや、「子育てし大県」である佐賀県ならではのと言えるような取組は積極的に行いながら、よりよい方向へ施策を進めていくべきだと考えております。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、保育施設等の取組についてです。

保育施設等における性暴力等の防止のため、県はどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいられるのか、男女参画・こども局長にお伺いいたします。

二つ目は、県教育委員会の取組についてです。

県教育委員会では、児童生徒への性暴力等の防止についてこれまでどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいられるのか、教育長にお伺いいたします。

以上、大きな四項目について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

(拍手)

◎山口知事 登壇 古川裕紀議員の御質問にお答えします。

県立大学に關しまして、包括的承認ということについてお尋ねがございました。

包括的承認という言葉の明確な定義というのがあれば教えていただきたいんですが、私もちよつともややもやとしてるところが実はございませぬ。

私は、包括的承認ということが仮に設立までの全面委任ということであるならば、それを議会の皆さんに求めるつもりはありません。私は、佐賀県にとって公立大学という機能が重要だと考えています。したがって、場面場面で議会にその都度、必要な議案、予算案を提出させていた

いただきたいと考えています。それを議会においてチェックし、議論をしていただき、議論を深めていただきたいと思っております。そのことが二元代表制の下で県民の負託を受けた知事と議会の関係、まさに車の両輪として県政を進める上で大切なことと私は思っています。

例えば、一般的に施設整備ということに関して言えば、基本構想、計画の予算があつて、その後、設計予算があつて、整備予算と段階を踏んで、その都度、議案を我々は議会に提出して、様々な意見を受けながら議決を受けて次の段階へ進んでいくという過程をたどります。基本構想予算を議決した以上、整備予算までが当然のように議決されるということではありません。都度都度だと思います。

例えば、SAGAアリーナ建設の際も、計画、設計、整備と、その都度、議会の皆さんのチェック、審議を受けてきたわけであります。忘れもしません、事業費が増嵩したときは大変厳しい意見もいただきました。でも、私はそれでいいんだと思いますし、そうしたものの結晶が今のSAGAアリーナになっております。結果、車の両輪が機能して、私はよい施設になったと感じているのです。

ですので、県立大学においても、調査予算、専門家チームを交えた具体化プログラム関連予算、設計予算と、その都度、議案として議会の皆さんのチェック、審議を受けてまいりました。その議論は今の形に生かされていると私は認識しています。今後ともよろしく御審議いただきましたと思っております。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、イチゴの生産振興についてお答えします。

「いちごさん」は、平成三十年にデビューし、現在では県内のイチゴ

作付面積のうち九七%まで拡大し、その十アール当たりの収量や販売額は、「さがほのか」と比較して約一二〇%となつていることから、生産者からも一定の評価が得られていると認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、昨年、一昨年は、七月から九月にかけて、これまでに例を見ない高温であつたため、苗の生育や作付後の生育に遅れが見られており、年内の出荷に大きく影響がございました。

県では、一昨年、令和五年産までの状況を踏まえ、令和六年度産において、県の農業技術防除センター、農業振興センター、JAと連携し、育苗ハウスの温度を下げるための遮光資材での被覆や換気装置の設置、気化熱による冷却効果がある紙でできた育苗ポットの活用など栽培技術の導入を推進してまいりました。加えまして、冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する株冷処理技術の現地実証を行ったところ、花芽分化が促進される効果が見られたことから、令和七年産での取組を拡大していくこととしております。

また、議員から複数品種の導入によるリスク分散についての御提案をいただきましたが、現在、「いちごさん」を主力品種に絞ることで収穫管理やパック詰め作業を大きく簡素化できていること、市場や店頭でのブランド力を生かしたPRも行っております。こうしたことから、「いちごさん」のこれまで築いてきたブランド力を生かしつつ、食味のよさや収量の多さなどの優れたポテンシャルを引き出せるよう、まずは「いちごさん」の高温対策を優先して進めることとしております。

これまでの経験や知見も踏まえて、近年の気候変動にも適切に対応できるよう、引き続き、農家、JAをはじめとした関係機関と力を合わせ、本県のイチゴの生産振興に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、県道三瀬神埼線の整備についてお答えいたします。

県道三瀬神埼線でございますが、佐賀市の三瀬村を通る国道二百六十三号の池田交差点から脊振地区、城原川ダムの事業地を経由いたしまして、国道三十四号に至る道路でございます。

議員御指摘の区間でございますが、県道川久保鳥栖線との交差点、飯町交差点になりますが、この北側の百メートル区間につきましては、両側に歩道が整備されているという状況でございます。それからさらに北側の長崎自動車道の高架付近までの約六百メートル区間になりますが、議員御指摘のとおり、仁比山小学校の通学路ということでございます。そういった状況でございますが、歩道がなく、歩行者は一メートル程度の路肩を通行しているという状況でございます。自動車の交通量の多い状況でもございますし、また、自転車、歩行者も多いということで、県としましては交通安全対策として歩道の必要性は認識しているところでございます。

地元の仁比山地区の区長会からも神埼市を通じて歩道整備の要望書も提出されておりまして、令和二年度から令和三年度にかけて、地元区と神埼市を交えて協議を行ったところでございます。

しかしながら、地元からは沿線に人家が連檐しており、どちら側に道路を広げることになっても多くの家屋移転を伴うことになること、また、道路際には水路もございます。西側に水路がございます。その水路の取り扱いについても課題となっておりますので、地元で地域への影響を懸念されて、整備に対する地元の理解が得られなかったというところでござ

います。

整備に当たりましては、地元の関係者との合意形成が最も重要でございます。地元には様々な意見がございまして、地元神埼市など関係機関の協力も必要でございます。

ダムの整備に伴いまして、この区間の整備に対する要望の声というのもあることを承知しております。引き続き神埼市など関係機関と連携し、対応について検討してまいります。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、子供を守る取組についてのうち、保育施設の取組についてお答えをいたします。

子供に対する性暴力は、子供の心身に重大な影響を及ぼし、人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、決して許されることではありません。県では、保護者が安心して子供を預けられるよう、保育施設における性暴力の防止に努めているところでございます。

例えば、性暴力を行った保育士の経歴確認の徹底、性的虐待を含む児童虐待に関する新任保育者向けの研修、児童のプライバシーを守るための仕切り壁や簡易更衣室等の設置に対する補助などを行っております。

先ほど申し上げました経歴確認の徹底ということなのですが、これは日本版DBSの導入に先駆けて、令和六年度から導入されたものでございます。保育施設が保育士を採用する際に保育士登録を取り消された者の取り消し歴をシステムで確認する仕組みであります。県が保育施設に対して定期的に監査をする場合に、その機会を通じて経歴確認が徹底されるように指導を行っているところでございます。

日本版DBSは、令和八年度から導入される予定になっております。

これは、学校や保育施設において、保育士に限らず、子供と接する職に就く者を広く対象として性犯罪歴の確認が事業者に義務づけられるものであります。現在、国におきまして、システム整備ですとかガイドラインの策定作業が行われている段階でございます。

今後、その仕組みや運用方法が示されれば、各保育施設や市町にも情報提供を行うなど準備を進めてまいります。そして、この仕組みが実態に即した効果的なものとなるように、機会を捉えて国に対する提案も行ってまいりたいと思います。

また、子供たちが自ら自分の体を守ったり、被害に気づくことができるといふことで、子供たちの性被害に詳しい専門家を小学校に派遣して、子供たちに予防教育を行っておりますけれども、令和七年度からはこの取組を拡充いたしまして、教員や保育者自身が子供たちに予防教育を行うことができるように、保育施設の保育者を対象とした研修を実施することとしております。

佐賀の未来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長し、佐賀で育つてよかった、佐賀で学んでよかったと思える佐賀県にするために、保育施設や市町、教育委員会、関係機関と連携しながら、性暴力の防止にしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、子供を守る取組についてのうち教育委員会の取組についてお答えをいたします。

児童生徒に対する性暴力は、その尊厳と権利を著しく侵害し、心身に重大な影響を与えるものであり、断じて許されない行為です。

教育現場に関しては、令和四年度に「教育職員等による児童生徒性暴

力等の防止等に関する法律」というのが既に施行されています。児童生徒への性暴力を行った教員等が教員免許状を失効した場合には、この法律に基づく特定免許状失効者管理システムに速やかに失効となった免許状の情報を登録すること。また、教員等を採用する際には、このシステムを活用して登録の有無を確認することが義務づけられておりまして、教員を採用する際は、このシステムを活用し、採用予定者の経歴確認を徹底しております。

現職の教職員に対しましては、服務規律の保持とともに事案の発生防止を図っています。また、研修会等においては、例えば、児童生徒に対する連絡は保護者を介して行うこと、児童生徒と一対一で密室の場所での指導を避けることなど、防止策についても指導を行っております。

今後とも、教職員等の採用時の経歴確認の徹底、服務規律や未然防止策の定着について、市町教育委員会等と連携を密にしながら、引き続き尽力してまいります。

私からは以上でございます。

○ 時 間 延 長

◎議長（大場芳博君） 時間を延長します。

◎古川裕紀君 登壇Ⅱそれでは、再質問の前に、県道三瀬神埼線の整備についてです。

ちょうど五年前に話題に出してから、神崎市と令和二年、三年でやりましたというような話だったんですけども、結局、五年前ではそういう何かインパクトのあるようなタイミングがなかったというのが事実かなと。こういったものというのも、だからだとやっているというよりは、何かきっかけがあるときに大きく進むものかなと思います。ですから、

やっぱり今回は城原川ダムの工事の本格化、それともう一つは、やっぱり市長が代わられたというタイミング、こういったところもしっかりと生かしながら、もう一步踏み込んで県民、市民の安全のために御尽力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、県立大学の部分です。

全面的な委任は必要ないというような——いや、確かに、すみません、私ももやもやしていて申し訳ないんですけども、例えば、佐賀県には県立学校設置条例というものがあります。分かりやすく言えば、県立高校とかがずらずらと条例の中に入っています。私はそこに今度県立大学というの書き加わるのかなと、条例改正があるのかなと勝手に思っていました。そしたら、どうも県立大学とはいえ、県立学校の扱いとはまた別の何か法人というような形になるからということ、条例に県立大学が入ってくるものではないということで、例えば、この条例改正があれば、それがまた一つの大きな節目だったのかなと。

じゃ、何かそういったものがあるのというような質問をしたときに、定款を今後立てなきゃいけない。定款に関してはまた議案として上がってくる。じゃ、県立大学の定款、しっかり議論しなきゃいけないねというような話。じゃ、いつそれが上がってくるんだろうという話をしたら、設置認可が下りた後ということだったので、設置認可が下りてしまえば、それをという話には絶対ならぬでしょうから、じゃ、これもいけないよねという話をしたところです。

仏つくって魂入れずではないんですけども、仏像をつくり上げていけば、自動的に魂が入ってきますよというような話だと、やっぱりもやもやするので、ソフトの部分、ハードの部分という、ハードは分かりや

すいんです、やっぱりお金かけて時間かけて資材を入れれば、それだけ出来上がっていくので。ただ、大学というものは箱が大事というよりは完全に中身が大事ですので、そういった中で箱がどんどん出来上がっていきながら、ソフトの部分の議論というのがやっぱり非常に違和感を感じるという状況です。

そういう意味では、条例改正もない、定款も手後れのタイミングという中で、どの辺がそういった意味合いが一番色濃く出る議案のタイミングになるのか、知事のお考えをというか、教えてください。私、本日もやもやして、多分お互いもやもやして申し訳ないですが、そういった部分を教えていただければと思います。

次にイチゴなんです。九七%まで拡大しているんですね。「さがほのか」よりやっぱり二割ぐらい収量も上がるし、値段もというようなことで、すばらしい品種だなというのは改めて思うところですが、今説明の中で冷蔵という話が出てきました。冷蔵もこの御時世必要かなと思うんですが、ただでさえ資材高騰、燃料高騰の中でまたエネルギーを使うのかというのは非常に悩ましいところで、ただ、神埼のほうのイチゴの大先輩とかに話を伺っていると、昔、俺たちは軽トラに苗を乗せて三瀬に持って行きよつたもんねというような話も伺いました。

そういう意味で、中山間地の放棄地であったり、選果場の空っぽになったようなところとかを利用したような、地理を利用した、自然を利用した一回冷やすっていうようなことも検討されているのかなとは思いますが、そういう検討というのはされているのか。過去、冷蔵と、そういう運搬と、どっちがよりコストがかかるんだろうという考え方をしたときに、運んだほうがいいのじゃないかなと。それと、中山間の

皆さんに何かしら収入につながれば、なおいいなという思いがあるんですが、そういったところの考えに関して聞かせてください。

それと、子供を守る取組については、すみません、これは質問ではなくて、先ほど局長のほうからは子供に教育をしているというような話だったんですが、やはり伸び伸び育つという意味で、私、そこは必要だとは思いますが、できれば、保育者のほうのそういうシグナルを拾い取る視点とか、子供の変化にすごく敏感になる、しっかり子供と向き合える時間の確保とか、そういったことのほうにまず力を入れてほしいなと。子供がはなから大人を疑うような方向というのはやっぱりできるだけ避けてほしいと思うので、そういったところの視点でぜひ取り組んでいただければと思います。

教育長のほうも、今様々やっているところでは重々承知しましたけど、それで今この現状ということは、さらにどういったことがやれるのだろうか。日本版DBSも、内容を聞いてみると、本当に機能するのかなというような、例えば、刑期が完全に確定してからの後の話ではないので、日本の裁判というのはそんなすぐ結果は出ないので、そう考えると、いろいろ難しい部分あるのかなと思いますので、現状をしっかりと見極めながら、よりよい環境をつくっていただければと思いますので、これは単なるお願いです。よろしくお願いいたします。

ということとで二点質問をさせていただきます。

◎山口知事 登壇Ⅱ古川議員の再質問にお答えします。

できる限りもやもやを解くように努力すべく答弁してみたいと思います。

まず、議員がお話しいただいたソフトが大切だというのは、まさに一

致しています。大学というのは、あくまでもソフトがあつて、それを具現化するためのハードなので、いかにいいソフトをつくれるかというところがこの佐賀県立大学成功の秘訣だと思っております。ですので、今議会に示させていただいた「現時点でのとりまとめ」というものはとても大事になってまいります。と申しますのも、これがいわゆる国の設置認可に向けてのベースになるからです。これが不十分でありますと認められないということになりますので、我々とするところに向けてできるだけ県議会の皆さん方、県民の皆さん方の知恵も結集して、様々な、まさにアイデアの宝庫のような形で持っていきたいと思っております。

そのときに、県議会の議員の皆さんにも様々な意見を承りました。そして、同じように民意を受けている県知事である私も片や車の両輪の片方なんですけれども、これをどうやって調整するんだという話があると思います。私も今日、八谷議員のときにもお話しさせていただきましたけど、いろんな議員さんからもいろんなアイデアがあつて、できる限り実現したいなと思うわけですけれども、結局、取捨選択もしながら、順番をつけながら、私は一人でありますので、私なりに判断をしなければいけないということもあつて、予算の調整権というのは首長に専属しているのだと思います。ですので、ちゃんと意見を聞いて、首長たる者、これがいいのではないかというものを提案させていただいて、それに対して議員の皆さん方が様々な御意見をいただきながら、都度都度チェックをいただくということなのかと私には理解をしております。

ですので、これからどこが山になるのかと私のほうから言うのはお門違いだと思いますけれども、これからも一つ一つ丁寧に考え方と、議案を出していきたいと思っております。これは本当に共同作業だと思います。そ

して、設置認可がもし受けられたとしたら、その後に定款などもありま
すし、開学した後においても様々な選択肢がございます。そういったこ
とについて、ぜひこれまで同様、県議会の皆様方と様々な議論をしながら、共通の目標であります県民福祉の向上に向けて努力をしていきたい
と考えております。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、イチゴの生産振興のうち、中山
間地域、比較的気温の低いところでの苗の育苗についてという趣旨の御
質問だったかと思えます。

議員が申されたとおり、以前は比較的気温の低い中山間地域のほうに
苗を持って行って育苗される、いわゆる地元のほうでは山上げと言われ
るようなことで大変御苦労されたというふうなことを承っております。

ただ、そういったことも改めて検討しておりますが、やはり中山間地
域におきましても、温暖化の影響によって、花芽分化が十分確実に進ま
ないのではないかというふうに思っております。

また、そうしたことで、ほかに有効な手段がないのかというふうなこ
とも併せて検討しておりますが、例えば、県単の補助事業において、育
苗ハウスの温度を下げるための大型の扇風機、そういったものも現在補
助対象にしております。また、令和七年度におけます「さが園芸888
運動」の関連予算といたしまして、イチゴの生産部会がモデル的に行わ
れるような、例えば、株冷処理の施設の使用料ですとか、そこまでの苗
を運ぶ際の運搬費など、こういったものも補助対象にできるようにとい
うふうなことで検討してございますので、こうした支援も活用してい
ただくことで高温に対応した本県のイチゴ生産をしっかりと進めてまいり
たいというふうに思っています。

私からは以上でございます。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○ 委員会 に 付 託

◎議長（大場芳博君） 次に、上程中の議題となっております甲第一号
議案から甲第三十四号議案まで三十四件、乙第一号議案から乙第三十一
号議案まで三十一件、以上六十五件の議案を皆様のお手元に配付いたし
ております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたした
と思えます。

（議案付託表）

○ 議 事 日 程 変 更

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加して、議題としたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程変更
の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程
表のとおり変更いたしましたと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、変更議事日程表のとおり議事日程を変更することに決定いたしました。

（変更議事日程表）

○ 議案提出・上程

◎議長（大場芳博君） 次に、知事から議案が提出されました。

これは、

乙第三十二号議案 副知事の選任について

の議案であります。

○ 知事提案説明

◎議長（大場芳博君） ただいま上程いたしました乙第三十二号議案について、提出者の説明を求めます。

◎山口知事 登壇 〓 本日追加提案いたしました乙第三十二号議案「副知事の選任について」御説明申し上げます。

本議案は、平尾健氏と引馬誠也氏を副知事に選任することに県議会の同意をお願いするものです。

落合副知事の退職につきましては、来年度の予算や人事などを検討していく中で、時間をかけて二人で話をしてまいりました。このタイムミッドで交代し、後進に道を譲ることが県政を一層前に進めることに資する

のではないかとといった副知事の思いを私は受け止めることとしました。

落合副知事は、副知事や教育長として県の特任職を五年を超えて務められました。この間の県勢発展への貢献は言い尽くせないものです。その人柄から皆に信頼され、慕われながら、優れたリーダーシップを発揮し、県政を前に進めてこられました。この場を借りて感謝申し上げます。平尾氏は、民間企業を経て、平成五年に入庁され、県土整備部長を務められた後、令和五年七月から政策部長を務められています。技術職として長年取り組まれた社会資本整備の分野に加え、県政全般の施策に精通され、県内の地域の実情にも詳しい方だと考えています。

引馬氏は、平成十三年に総務省に入省し、地方財政などに携わられた後、平成十八年に日本銀行に入行され、令和六年四月からは本県の地域交流部長を務められています。グローバルな視点や分析力なども生かしながら、地域や現場を大切に県政の課題に全力で取り組んでいただいています。

両氏の経験や見識、人柄などから副知事として適任と考えております。二人の副知事にはそれぞれの持ち味を発揮していただき、案件にかかわらず、全ての行政課題に連携して取り組んでいただくことを期待しています。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（大場芳博君） これで本日の日程は終了いたしました。

あす三月一日、二日は休会、三日は議案審査日、四日は本会議を再開して、乙第三十二号議案に対する質疑、委員会付託を行います。本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分
速記者 木村佐知子
散会